

水産政策審議会資源管理分科会  
第135回議事録

水産庁資源管理部漁獲監理官付

水産政策審議会第135回資源管理分科会  
議事次第

日 時：令和7年2月13日（水）13:30～17:34

場 所：A P浜松町B+Cルーム 芝パークビルB館B1F

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第465号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則の変更、別紙1の変更、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、まいわし太平洋系群、するめいか並びにまさば及びごまさば太平洋系群の別紙2の変更、ぶり及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）の別紙2の追加、まだい日本海西部・東シナ海系群の別紙3の削除、するめいかの別紙4の変更等）について

諮問第466号 特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和7管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について

諮問第467号 水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和7年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

【協議事項】

- ・漁業法及び水産流通適正化法の一部を改正する法律に関する省令案について

**【報告事項】**

- ・ 外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部改正について
- ・ 太平洋クロマグロの資源管理について
- ・ 国の留保からの配分等について

**【その他】**

3 閉 会

○管理調整課長 皆さんお疲れさまです。予定の時刻となりましたので、ただいまから第135回資源管理分科会を開会いたします。

私、本日の事務局を務めます管理調整課長の水川です。よろしくお願いいたします。

初めに、まず事務的な御案内ですが、会場にお集まりの皆様、御発言の際には、こちらの方からマイクをお持ちいたしますので、挙手を頂いてそれから御発言の方をよろしくお願いいたします。

それから、ウェブで御参加の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言を頂ければと思います。それ以外ときはミュートの状態にさせていただきようよろしくお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合はチャット機能などで事務局にお知らせをいただければと思います。

次に、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席の方を含めまして10名中7名の方に御出席をいただいておりますので、本日の分科会は成立しているところであります。それから、特別委員の方、ウェブ参加の方を含めまして13名中10名の方が御出席いただいております。

なお、事務局側の出席者のうち、資源管理部長の魚谷と漁獲監理官の福井の方は、ちょっと所用があるので若干遅れて到着予定となっておりますので、あらかじめ御了承ください。

続きまして、配付資料の確認をいたします。

皆さんお手元の資料の1枚目が議事次第ですが、その次に1枚紙、資料一覧というのが入っているかと思います。資料番号で言えば1から裏面の資料8までですか、いくつかの資料、枝番も含めて非常に大部なものとなっております。恐縮ですが、御確認いただいて、今この段階で何かこれないよというのがあれば、お知らせを頂ければと思いますし、会議の途中で資料がないとか、何らかの不備があれば、事務局の方にお申出いただければと思います。

それでは、すみませんが、報道関係のカメラ撮りの方、ここまでといたしますので、御退席の方よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○管理調整課長 それでは、ここからの議事の進行の方は山川分科会長にお願いいたしま

す。

よろしく申し上げます。

○山川分科会長 本日は、皆様いろいろと御多用の中、御参集くださいましてありがとうございます。審議によりしく御協力くださいますようお願いいたします。

では、座って議事を進めさせていただきます。

本日は、諮問事項が3件、協議事項が1件、報告事項が3件でございます。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

議事次第では諮問第465号からとなっておりますが、事務局から、説明者の御都合により諮問第467号を初めに行いたいという相談が来ております。このため、諮問第467号を御審議いただいた後で、第465号、466号の順番で行ってまいりたいと思います。

では、まず諮問第467号「水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和7年度の湖河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」ということで、事務局から説明をよろしくようお願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長、柿沼でございます。よろしくようお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料4-1を御覧ください。初めに諮問文を読み上げます。

6 水推第1433号- 3

令和7年2月13日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和7年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第467号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第23条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1枚めくってください。3ページになります。別紙でございます。

令和7年度の溯河魚類のうち、さけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画案でございます。

放流河川につきましては、斜里川から遊楽部川、11河川でございます。放流数につきましては、サケ、カラフトマス、サクラマス等の、合わせまして合計で1億3,200万尾となっております。河川ごとの内訳はこの資料を御覧ください。

続いて、資料4-2でございます。

こちらにつきましては、水産研究・教育機構が行います、さけ及びますの個体群の維持のための人工ふ化放流についてでございます。

遺伝的多様性でありますとか、資源状態を把握するために、特にサケは放流しないと帰ってこないというものでございますから、ふ化放流が必要でございます。ふ化放流は、農林水産大臣が定める計画に従って水産研究・教育機構が実施するというようにされております。

このふ化放流に当たりましては、地域固有の個体群の特性が維持されている主な河川におきまして行われておりまして、漁業の対象となりにくい早期及び後期の回帰群を含めましてふ化放流を行うなど、自然産卵に極力近い再生産が行われるように配慮されているというものでございます。また、全ての放流魚に耳石温度標識というものを付けまして、放流サイズごと、放流時期ごとの回帰状況などを調査をしているというものでございます。

続きまして、資料4-3を御覧ください。

今回の計画につきましては、サクラマスの放流計画の見直しが行われております。その背景でございますけれども、1の経緯でございますが、サケの回帰率が低下しているというもののほか、水産研究・教育機構のふ化施設が老朽化しているということから、機構が行いますさけ・ますふ化放流の在り方について検討会で議論が行われてまいりました。

令和2年3月に公表されておりますけれども、その取りまとめにおきまして、環境変動に強い稚魚作りのためのサケ増殖技術の改善を行うとともに、当面は現状の施設と放流体制を維持した上で、施設の整理・統合や放流魚種の見直し等の事業の効率化を検討するという事をされてきておりました。

(3)でございますけれども、放流魚種の見直しの一環といたしまして、カラフトマス・ベニザケ・サクラマスの放流体制について検討を行っておりました。

2のところでございますが、令和7年度の放流計画の見直しの内容でございますけれども、サクラマスの放流体制につきましては、下にあります北海道全体の漁獲量が増えている傾向にあるという中で、漁獲の減少傾向にあります日本海区におきます放流を継続するという事。これによりまして、空きました余力をサケの資源回復に向けた技術開発に集中していくというところで、関係者を含めました現場の了解が得られたということで、今回、サクラマスについて見直しを行うというものでございます。

なお、カラフトマス・ベニザケにつきましては、令和5年度の放流計画から見直しを行っております。

続きまして、9ページの参考でございますけれども、これは7年度、6年度の比較でございます。今回はサクラマスについて放流数を見直しているというものでございます。

10ページ、11ページにつきましては、機構が行います各地域ごとの河川ごとの放流計画数になっております。それから、11ページにつきましては、6年度全国さけ・ます人工ふ化放流計画全体でございます。これは後ほど御参照いただければと思います。

私の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々もいかがでしょうか。

日吉委員。

○日吉特別委員 ありがとうございます。

サケについては定置がほとんどの漁獲を占めているところで、非常に定置業者としても興味あるし、最近、帰ってくる率が低いというのは聞いておきまして、今回、サクラマスを入れていただいたということで、私もサクラマスを海上で養殖もしているんですけれども、近年、私の仲間の定置漁業者が釜石でサクラマスの大規模な養殖も始めていたりして

いて、市場でもサクラマスの子種があり始めるなどと思いますので、今回、サクラマスを放流していただけるというのは、定置漁業者にとってもいいことだと思います。

以上です。

○山川分科会長 お願いします。

○栽培養殖課長 今回の見直しは、サクラマスの放流は継続しますが、これまで行っていました一部の地域については、縮小していくというものでございます。

9 ページの参考を御覧ください。放流自体は継続はさせていただくんですけども、北海道全体といたしましては、委員おっしゃるとおり、サクラマス自体は非常に資源がよく漁獲が増えています。サクラマス自体の価値は委員がおっしゃるとおりでございます。ただ、シロザケが非常に厳しい状況でございますので、サクラマスについて見直ししながら、その余力をシロザケの方に傾注していくということで、見直しをさせていただきたいというものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、特にならぬようでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第465号「資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則の変更、別紙1の変更、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、まいわし太平洋系群、するめいか並びにまさば及びごまさば太平洋系群の別紙2の変更、ぶり及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）の別紙2の追加、まだい日本海西部・東シナ海系群の別紙3の削除、するめいかの別紙4の変更等）について」ということで、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

まず、私の方から諮問文を読み上げさせていただきます。

6 水管第3266号

令和7年2月13日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則の変更、別紙1の変更、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、まいわし太平洋系群、するめいか並びにまさば及びごまさば太平洋系群の別紙2の変更、ぶり及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）の別紙2の追加、まだい日本海西部・東シナ海系群の別紙3の削除、するめいかの別紙4の変更等）について（諮問第465号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

22ページを開いていただけますでしょうか。それぞれの事項につきまして説明を行います。

変更事項1、本則における管理年度中の漁獲可能量の調整に係る規定の変更についてです。

変更の趣旨です。マサバなど、資源によっては管理年度の途中で翌管理年度のABCが利用可能なものがあります。そのような資源については、科学的に妥当な条件を満たせば、TACの数量を調整することができるというルールがございます。このルールにつきまして内容が重複しているところがあることから、所要の変更を行うものです。

具体的に申し上げます。2、変更の内容に掲げている表の右側、「変更前」を見ていただけますでしょうか。まず、この（ウ）ですね。条件として掲げています「（ウ）科学的に十分な精度で、当該管理年度の翌管理年度に一定程度の生物学的許容漁獲量の増加が見込まれていること。」、こちらについては、アの前段の2行目以降に同じことが書かれています。

同様に、科学的に妥当な条件として掲げられていました「（オ）最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価が当該管理年度中に公表されていること。」についても、前段

の冒頭に「当該管理年度中に公表された最新の資源評価」とあり、内容が重複していましたので、条件の方を削除するという変更です。

1枚めくっていただけますでしょうか。

変更事項2です。本則における特別管理特定水産資源の指定の考え方の規定についてです。

変更の趣旨を説明します。我が国では、太平洋クロマグロの持続的な利用を確保するため、漁業法第11条第2項第3号に基づく特定水産資源に指定し、TACによる管理を行っているところです。

先般、このTAC管理の基礎となる漁獲量などの報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、その再発防止や管理強化を図ることが急務となりました。このため、漁業法を改正し、特定水産資源のうち、太平洋クロマグロのように国際的な枠組みなどを勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを特別管理特定水産資源として省令で定め、個体の数の報告並びに船舶などの名称などの記録の作成及び保存を義務付ける措置を講じることとしたところです。

この法第11条第1項に規定する資源管理基本方針では、特定水産資源、TAC資源の指定に係る考え方を規定しているところであり、このたび、特別管理特定水産資源の指定に係る考え方についても同様に資源管理基本方針に新たに規定することとしました。なお、今後、特別管理特定水産資源に指定した資源は、資源管理基本方針の別紙2において示すこととしております。

2、変更の内容です。資源管理基本方針本則の3の1で特定水産資源の指定の考え方を定めているものでして、ここに、左側、「変更後」の欄の1の(3)として新たに、「特定水産資源のうち法第26条第2項の規定に基づき農林水産省令で特別管理特定水産資源を定めるに当たっては、資源管理の状況や流通状況等に関する漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえることとする。」という規定が入りました。

これに関連して、(1)の特定水産資源の指定の考え方の部分も変更しています。具体的には、指定に当たっては、ステークホルダー会合等において議論すると、今の運用上そうなっていますけれども、こちらの規定にはそういった会議のことが触れていませんでしたので、今般、お示ししたような形で盛り込んだ、そういった変更です。

以上が変更事項2の内容です。

変更事項3です。資源再建計画の策定方法を定めた「別紙1」における資源再建計画の

期間及び暫定管理基準値に係る規定の変更についてです。

まず、こちらは変更の内容を先に説明した方が分かりやすいと思いますので、1ページめくっていただきますでしょうか。

2の(1)、資源再建計画の期間及び暫定管理基準値という項目です。10年を超える資源再建計画の期間を定めることができる場合として、新たに、「10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復させることとする場合の管理措置の内容が、これまでの管理措置よりも著しく厳しくなる等、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合」を加えるものです。

追加した理由につきまして、1ページ戻っていただきまして、変更の趣旨の(3)をご覧下さい。二つ理由がございました。

一つ目です。具体的にはスルメイカを想定しています。このスルメイカについては、後で申し上げますが、最新の資源評価において、両系群とも、資源水準が限界管理基準値を下回っていることが判明しました。このため、それぞれの資源につきまして資源再建計画を定めることになっています。

資源再建計画の現行のルールは、これは上の(2)に記載しています。原則として10年を超えない。ただし、いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがないときには、10年以上の期間を定めることができるというルールになっています。

スルメイカに戻りますと、「いかなる措置」ということで、例えば禁漁にしますと、10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがあるということは、将来予測で示されていますが、一方で厳しく、かつ長期にわたる禁漁など、この資源を利用する漁業の実態上、現実的には実施が難しい内容を求めることとなってしまうと、実態上というかTAC管理の運用上で課題が出てくると考えたところです。

二つ目です。こちらについては、今既に資源再建計画が立てられている資源、例えばスケトウダラの日本海北部系群などを想定したものです。スケトウダラ日本海北部系群については、資源再建計画を定めたときには、正に禁漁しても10年以内に資源水準の値が目標管理基準値を上回まで回復する見込みがなかったため、10年以上の再建計画期間としたところです。

来年度以降、資源管理の目標の見直しであったり漁獲シナリオの見直しを検討することになっており、資源再建計画の見直しもその中に含まれています。そのときには資源が一

定程度回復していますので、今度は非常に厳しい措置を講じれば、10年以内に目標管理基準値まで回復できる見込みが出てくることとなります。そうなりますと、直前までのTACの数量と比べて、TACの数量が極めて低くなる状態となります。こういった状態について、継続の観点や、また関係者の理解を得るという観点から見ても、利用する漁業の実態上なかなか実施が難しいという課題が出てきます。以上から、今回、10年を超える資源再建計画の期間を定めることができる場合として、現在よりも著しく厳しくなって、漁業の経営その他の事情に鑑みて適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合を追加した。そういった変更です。

続きまして、変更事項4です。こちらについては国際課の方から説明をお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 国際課かつお・まぐろ漁業室長の鈴木でございます。国際資源につきまして、私の方から御説明させていただきます。

変更事項の4、資料のページは27ページでございます。

特定水産資源でございます「太平洋くろまぐろ」の関係について、今回変更点二つございます。一つ目は「太平洋くろまぐろ」の資源管理の目標などの変更、二つ目は「太平洋くろまぐろ」の定義の変更となります。

まず1点目でございますが、少しページをめくっていただいて37ページ、これが改正の内容になってございます。上の表が「くろまぐろ」の小型魚になります。右側が現在の資源管理基本方針の内容となっております、第3の1のところに暫定回復目標として、歴史的中間値、すなわち昭和27年から平成26年までの親魚資源量の中間値ですが、これを目標値としております。そして、これをクリアした次の目標値として、2のところで次期回復目標を規定しております、具体的には、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20%としております。

そして、これらの目標に係る漁獲シナリオとして、第4の1のところで、親魚資源量を令和6年までに、少なくとも60%の確率で暫定回復目標まで回復させることとしまして、その次に、2のところで、次期回復目標について、親魚資源量を令和16年（2034年）又は暫定回復目標達成10年後のうちいずれか早い方までに、少なくとも60%の確率で、次期回復目標まで回復させる、としております。これらの目標やシナリオは、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での合意に基づいて規定しているものでございます。

御存じのとおり、太平洋クロマグロの資源は、漁業者の皆様が厳しい資源管理に取り組

まれたおかげもありまして、目下回復傾向にございます。

参考の資料を見ていただきたいんですけども、資料の7-1というのがお手元にありますでしょうか。

7-1の13ページを横に置いて見ていただきたいんですけども、この上のグラフですね。WCPFCのためにクロマグロの資源評価を行っているISCという機関が昨年実施しました資源評価によりまして、今申し上げた暫定回復目標、歴史的な中間値は、2017年に到達してまして、次期回復目標、これは初期資源の20%であり、これにつきましては、2021年に既に達成したということを確認しておるところでございます。今後、長期的に適用される資源管理の目標や漁獲シナリオにつきましては、今も別途議論が行われているところではございますけれども、回復目標が達成されたことを踏まえまして、当面の管理目標と漁獲シナリオについて、現行の措置を反映するために、今回改正を行うものでございます。

資料2-1の37ページに戻っていただきまして、今般、上の表の左側に記載の変更後のとおり、新しい目標値につきましては、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20%という形にさせていただきまして、そして第4の漁獲シナリオのところにつきましては、少なくとも60%の確率で、第3の資源管理の目標を上回る状態を維持するという形に変更するものでございます。

なお、下の表は、「くろまぐろ」の大型魚の変更に関するものでございますが、内容につきましては、今申し上げた小型魚と同様の変更内容でございます。

次に、もう一つの変更点であります「太平洋くろまぐろ」の定義の変更について御説明いたします。細かいことは変更事項10の方で改めて御説明いたしますが、昨年、太平洋の東側の水域を管理しています全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）の年次会合におきまして、我が国に対しましても10トンのクロマグロの漁獲枠が認められたことを受けまして、IATTCが管理する水域におけるクロマグロを新たに特定水産資源とすることといたしました。これに関連しまして、中西部太平洋条約水域で漁獲されるクロマグロにつきましては、特定水産資源として今回新たに追加する東部太平洋の「くろまぐろ」と明確に区別をする必要がありますので、その定義を変更することといたしました。

具体的には、37ページの上の表の第1のとおり、右側の変更前は、中西部太平洋条約海域で採捕されるくろまぐろ、この場合、小型魚ですけども、小型魚の定義を、単に「くろまぐろのうち、30キログラム未満のものをいう。」というように規定しておりましたが、

変更後は左側のとおり、「くろまぐろのうち、中西部太平洋条約海域において採捕されるものであって、30キログラム未満のもの」といった形の変更をするものでございます。

下の大型魚に関しても同じ変更を行うものでございます。

私からの説明は以上になります。

○資源管理推進室長 続きまして、28ページを開いていただけますでしょうか。

変更事項5です。「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」について、大中型まき網漁業における漁獲量等の報告に係る期限の起算日の明確化についてです。

変更の趣旨を説明します。資源管理方針の「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」では、大中型まき網漁業に係る管理区分として、小型魚の大中型まき網漁業、大型魚の大中型まき網漁業であって、漁獲量の総量の管理を行う管理区分、そして最後に、大型魚の大中型まき網漁業であって、漁獲割当による管理を行う管理区分が設定されているところです。

これらの管理区分における漁獲量などの報告に係る期限の起算日について、くろまぐろ（大型魚）の大中型まき網漁業であって、漁獲割当による管理を行う管理区分においては、「陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすに活け込みをした日）」と、養殖仕向けの場合における起算日がいつなのかということが明記されているところですが、残る二つの管理区分においては、単に「陸揚げした日」となっておりまして、この養殖仕向けの場合の起算日の明記がされていません。

これらの管理区分のいずれにおいても養殖仕向けの漁獲実態があることから、養殖仕向けの漁獲があった際は、同様にいけすに活け込みをした日を漁獲量等の報告の起算日とする運用をしてきました。このため、この運用に合わせつつ規定を明確化する観点から、今般、残る二つの管理区分においても漁獲割当での管理を行う管理区分と同様の規定となるよう変更するものです。

具体的には、2 変更の内容に示しましたとおり、「陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）」とする変更です。

続きまして、29ページをお願いいたします。

変更事項6、別紙2-1及び別紙2-2におけるかじき等流し網漁業等の漁獲割当割合の設定基準の改正についてです。

変更の趣旨は、「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」及び「別紙2-2 くろまぐろ

（大型魚）」におけるかじき等流し網漁業等に係る規定について、漁獲割当割合の設定基準に関する変更を行うものです。

内容について、まず、申請された漁獲割当割合の合計が100%を超えた場合の設定基準である申請のあった船舶の総数で除する割合と、基準とする期間におけるくろまぐろの漁獲量に応じて按分する割合は、現行では30%と70%になってございます。これを、より過去の漁獲実績に対応した漁獲割当割合の設定基準とすることで漁獲割当の有効活用を図る観点から、それぞれ10%と90%に変更するというものです。

次のページに移ります。

二つ目の変更は、漁獲割当割合を設定する場合において、他のTAC資源に係る漁獲割当による管理を行う管理区分では、もうかる漁業創設支援事業であったり、がんばる漁業復興支援事業といった収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的として農林水産大臣の許可を受けて行う試験操業中の漁獲実績を勘案する規定が盛り込まれています。この管理区分においても、これらの試験操業期間中の漁獲量を漁獲割当割合の設定に当たり勘案するために、必要な文面を追加する変更です。

31ページに移ります。

変更事項7です。「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」における大中型まき網漁業（漁獲割当による管理を行う管理区分）の漁獲可能期間及び漁獲割当割合の設定基準の改正についてです。

変更の趣旨です。この資源管理基本方針の別紙2-2の「くろまぐろ（大型魚）」のうち、大中型まき網漁業であって漁獲割当による管理を行う管理区分においては、漁獲可能期間がこれまで5月15日から同年の7月の末日までと設定されておりました。この管理区分に係る海域において、近年クロマグロの来遊時期が早期化している実態があることから、この資源に係る漁獲可能量を有効活用するため、今般、5月1日から同年7月25日までへと変更するとともに、関連する所要の変更を行うものです。

次に、この管理区分におきましては、申請された漁獲割当割合の合計が100%を超えた場合において、申請のあった船舶の過去の漁獲量などを勘案して漁獲割当割合を設定することとなっています。この場合に勘案すべき漁獲量について、漁業法に基づく漁業の許可又は起業の認可に係る船舶の許可期間における漁獲量を勘案する規定にはなっているものの、もうかる漁業創設支援事業やがんばる漁業復興支援事業などの収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的として農林水産大臣の許可を受けて行

う試験操業中の漁獲実績を勘案する規定とはなっていません。他の特定水産資源に係る漁獲割当に行う管理区分においては、このような試験操業における漁獲実績を勘案する規定が盛り込まれています。このため、先ほどのかじき等流し網等漁業と同様、この管理区分においても、試験操業期間中の漁獲量を漁獲割当割合の設定に当たって勘案するため、資源管理方針を変更し、必要な文言を追加する変更です。

33ページに移ります。

変更事項8です。「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」、別紙2-6 まいわし太平洋系群」及び「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」における大中型まき網漁業（漁獲割当による管理を行う管理区分）の漁獲割当割合設定者の資格に係る規定の改正についてです。

これらの管理区分においては、漁業法第17条第4項の規定に基づき、漁獲割当割合設定者の資格について定められているところがございます。今般、他の漁獲割当による管理を行う管理区分と記載を統一し、表現を適正化する観点から、規定から、「収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善若しくは漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の確認を受けた者」を対象とする記載を削除する変更です。

34ページに移ります。

変更事項9、「別紙2-12 するめいか」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更及び「別紙4-3 するめいか」における資源再建計画の内容の変更についてです。

変更の趣旨です。スルメイカについては、今年度、ステークホルダー会合を開催し、最新の資源評価に基づく資源管理の目標の案、また漁獲シナリオの案について議論を行ったところです。その結果として、資源管理の目標としては、研究機関から提示された目標管理基準値、限界管理基準値などのほか、漁業資源再建計画の下、資源管理基本方針別紙1-2に規定される暫定管理基準値を定め、この暫定管理基準値として限界管理基準値を用いることが取りまとめに盛り込まれました。

2点目として、漁獲シナリオについては、10年後に回復させる目標として暫定管理基準値を用いたシナリオを選択することが取りまとめに盛り込まれました。

3点目として、この管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行うことが取りまとめに盛り込まれました。

補足いたしますと、ABC算出の基礎となる将来予測は直近の将来は近年の低い水準の

加入が継続するとする仮定で行われております。なので、それよりもよかった加入が実際には発生していると判断する場合には、速やかにTACの変更に係る手続を行うという規定を資源管理方針に盛り込もうということです。

最後に、資源管理の目標や漁獲シナリオについては、この資源の特性を踏まえて、遅くとも3年後には見直しになることが取りまとめの中に盛り込まれました。

これらの取りまとめを踏まえて、別紙2-12及び別紙4-3の関連する規定について所要の変更を行ったものです。

38ページをお願いいたします。特に重要な変更につきまして説明します。

まず、第3、資源管理の目標です。これまで、秋季発生系群と冬季発生系群を一体として管理する理由として、両系群の産卵場、分布域及び分布時期に広く重複があるので、一体として管理しても、いずれか一方の系群への漁獲圧力の著しい増大につながるものではないことを記載していました。今回、ステークホルダー会合の議論の中で、一体で管理をする理由として、系群別に即時に正確な仕分を行うことが難しいと、そういった話になりましたので、このことを反映させました。

また、両系群を一体として管理することでこれまでも行ってきたところですが、やはり資源が違うのであれば、それぞれで分けて管理をすべきではないかという御意見をステークホルダー会合で頂いたところです。そういったものを踏まえまして、一体としては管理しますけれども、「当面の間」という言葉をここに盛り込ませていただきました。

2点目です。1ページめくっていただいて、39ページの第4の4です。先ほど私、良好な加入があった場合と判断するときには、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行うことがステークホルダー会合の取りまとめに盛り込まれたと説明しました。これを資源管理方針の規定の形にしたものです。ただし書として、「農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。」という規定を盛り込みました。

この良好な加入が発生していると判断する場合については、現時点では、例えば研究機関による調査の結果であったり、留保からの追加配分の状況などを想定しているところです。あわせて、案にありますとおり、漁獲の状況も考慮要件としておりますところ、この部分については、漁業者の方の情報提供の協力を我々としては期待しているところです。

また、利用可能な水産機構の助言としましては、例えば、令和7管理年度の加入が近年

の低加入ではなく、通常の再生産関係による加入だったときのABCに相当する数量というのは既に水産機構から参考値として提示されておりますところ、そういったものを念頭に置いていきます。

この部分についての説明の最後といたしまして、漁獲可能量の変更というのは諮問事項のため、「するめいか」のTACの管理の関係で、通常行われているタイミング以外の分科会の開催が必要になる場合があると我々としては考えています。この資源を利用する漁業の実態を考えますと、数量の変更は可及的速やかに行いたいと考えておりますところ、委員の皆様、特別委員の皆様におかれましては、是非このことを御理解いただき、早期の開催に向けて協力をお願いいたします。

その他でございますけれども、備考の欄に国の留保からの配分に係る資源管理方針の規定については、大臣管理区分及び数量を明示する都道府県の関係者との調整を踏まえて、令和6年度中に変更するという旨の一文が入っています。こちらについては、次回3月の水政審にこの部分について所要の変更を行った案を諮問させていただき予定としています。

この後に続く別紙4-3は、「するめいか」に係る資源再建計画の内容を定めたものです。説明については割愛をさせていただきます。

以上が「するめいか」に関する資源管理基本方針の変更です。

そうしましたら、またページを戻っていただきまして、今度は35ページです。変更事項10、「ぶり」及び「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」の特定水産資源への追加についてです。

まず、「ぶり」及び「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」については、今回、TAC管理の開始に向けて資源管理基本方針の別紙2を定めるものです。内容については別添3を用いて説明したいと思います。41ページをよろしくお願いいたします。

まずは、「ぶり」です。一般的なTAC資源の別紙2と異なる点を説明します。

まず、この資源については、目標管理基準値、限界管理基準値、禁漁水準値に加えまして、漁獲シナリオの一構成要素として、暫定目標管理基準値、すなわち資源管理の当面の目標とするものを定めています。その資源の水準の値としては、目標管理基準値などの算定に用いられている再生産関係において、加入量が最大となる親魚量としています。

二つ目は、「その他」です。特定水産資源の特性、利用する漁業の実態その他の事情を勘案した、資源の有効利用を確保するための管理年度途中の漁獲可能量を調整する措置等

に係る規定、いわゆるTACの繰越し・繰入れに係る規定については、水産機構などの助言を基に検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得ることがステークホルダー会合の取りまとめに盛り込まれておりましたところ、こちらを資源管理基本方針の別紙2で定めたものです。

また、養殖用種苗（モジャコ）につきましては、TAC管理の対象としたところです。TAC管理と並行して、ぶり養殖関係県担当者会議における合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行うこと、これは引き続き行うこととしましたので、そのことを資源管理基本方針別紙2で定めたものです。

続きまして、「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」の別紙については、国際課の方から説明をお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 国際課かつお・まぐろ漁業室長の鈴木でございます。

変更事項10のうち、「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」について御説明いたします。

先ほど変更事項4のところでも若干触れましたが、今回、東部太平洋のクロマグロを特定水産資源として新たに追加するものでございます。

資料2-3の48ページをお開きください。48ページの地図を御覧ください。太平洋の東側の赤色の水域、ここは全米熱帯まぐろ委員会（IATTC）と呼ばれている地域漁業管理機関がまぐろ類の管理を行っているところでございます。

そして、次のページを見ていただきまして、真ん中の地図でございますが、これが太平洋クロマグロの分布域となっております。太平洋クロマグロは太平洋を広く回遊することが知られておりまして、今申し上げたIATTCが管理する海域にも回遊しているところでございます。したがって、IATTCにおいても太平洋クロマグロの漁獲量の規制等の資源管理が行われているところでございます。

なお、我が国の遠洋マグロはえ縄船の一部は、この地図の右の下の方のペルーやエクアドルの沖、いわゆる西経漁場と言われるところでも、メバチ等を狙った操業が行われているところでございます。

すみません、またページを戻っていただいて43ページ、1の趣旨の（2）に記載しておりますとおり、これまでこのIATTCにおいて、我が国漁船による太平洋クロマグロの漁獲は認められておりませんでした。昨年9月のIATTC年次会合におきまして、太平洋クロマグロに関する保存管理措置が新たに合意され、その中で、我が国に関しましても、年間の漁獲量が10トンを超えない範囲で太平洋クロマグロを漁獲することが可能となりま

した。

この合意を受けまして、我が国としましても、本資源を認められた範囲内で有効に活用できるようにするとともに、法令上必要な対応が可能となるよう、資源管理基本方針別紙において、新たに「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」として規定し、必要な事項を定めるものでございます。

具体的に定める事項につきましては、一つページを戻っていただきまして、42ページの表を御覧ください。

太平洋の西側の中西部太平洋条約海域におけるクロマグロと異なる点を申し上げますと、一つ目は、中西部太平洋海域におけるクロマグロは、大型魚30キロ以上、小型魚30キロ未満とそれぞれ別々の特定水産資源としておりましたが、この東部太平洋のクロマグロに関しましては、IATTCにおいてサイズ別の漁獲量規制が行われていないことなどから、こちらはサイズは分けずに、全てのサイズを一つの特定水産資源として取り扱うこととしております。

もう一つ異なる点は、表の上から5項目目の大臣管理区分の行の②に記載しておりますとおり、管理区分ごとに定める漁業の種類は、かつお・まぐろ漁業のみとしております。これは、東部太平洋条約海域でマグロ漁業を行っているのは遠洋マグロはえ縄漁業だけですので、その実態を踏まえたものとなっております。

そして、本資源についての管理の方法は、④に記載のとおり総量の管理のみとしております。

説明は以上となります。

○資源管理推進室長 36ページをお願いいたします。

変更事項の最後となります。変更事項11です。「別紙3-32 まだい日本海西部・東シナ海系群」の削除についてです。

この別紙3というのは、TAC資源以外の水産資源であって、国内資源については大臣許可漁業に係る資源管理協定の対象であるものについての資源管理方針です。「まだい日本海西部・東シナ海系群」については、本年1月からTAC管理ステップ1が始まりまして、別紙2-50が定められたところです。これに伴って別紙3-32は役目を終わったということで、今回削除を提案するものです。

ただいま説明した資源管理方針の一部変更案については、パブリックコメントを実施しました。その結果、「ぶり」、「するめいか」及び「くろまぐろ（大型魚）」における大

中型まき網漁業の管理区分であって、漁獲割当による管理を行うものにおける漁獲可能期間について計7件の意見を頂きました。資源ごとに意見の概要とこれに対する現時点の考え方を説明します。文書の形での回答は、2月中を目途に公表の準備を進めてまいります。

まず、「ぶり」です。変更案に対するものとしては、TACの都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等についてはステップ2の管理を開始する前に定めるとあるが、十分時間を掛けて検討すべきとの意見を頂きました。このことについては、ステップ2の管理を開始する際に定める基準は試行的な配分を行うために用いるものであり、資源管理方針は、ステップ3の開始に先立ち配分基準の案を公表し、周知した上で、ステークホルダー会合を開催し、漁業者や加工・流通業者などに対して説明をし、その意見を聞くための意見を設けるものとしています。

この他、この資源につきましては、資源評価の改善や柔軟なTACの管理、また幼魚の保護、流通・加工などの関連産業も含めた議論などを求める意見を頂戴したところです。

続いて、「するめいか」につきましては、柔軟なTAC管理を強く求める意見を頂きました。関連して、良好な加入が発生していると農林水産大臣が判断する場合は、速やかにTACの数量変更に係る手続を行うとする規定を強く支持するとの意見を頂きました。スルメイカの盛漁期は地域や漁業種類によって異なり、漁獲量の年変動も大きいという漁獲の特徴を踏まえて、TACの一部を国が留保として保持し、漁獲の状況に応じて、当初配分で不足する道県や大臣許可漁業などへ留保から迅速に配分する方針としているところです。加えて、良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかにTACの数量の変更に係る手続を行うとの規定を新たに設けたところです。

最後、「くろまぐろ（大型魚）」における大中型まき網漁業の管理区分であって漁獲割当による管理を行う者における漁獲可能期間の変更については、資源管理と地域全体の水産業の発展に寄与するものであり、持続可能な漁業の実現に向けた適切な取組と捉えているという好意的な意見を頂きましたことを報告します。

以上がパブリックコメントにおいて頂いた意見の概要と、これに対する現時点の考えです。

最後になります。今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合には再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については、分科会長御了解の下、事務局にて修正したいと考えておりますこと、このことにつきましても御了承いただければと思います。

事務局の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

変更事項1から11ということで、非常に項目が多くございますけれども、御意見、御質問等よろしくお願ひいたします。

青木委員。

○青木委員 青木です。まず、意見が二つとあと質問一つさせてください。

最初にブリなんですけれども、ブリ、ステップアップ入りということで、こちらに関して特に反対するものではありません。ただ、ブリというのは日本全国でいろんな呼び方があるとおり、地域とか使い方とか、サイズによっても全然変わっていますし、それこそ加工の仕方、使われ方、様々あると思うんです。そのそれぞれの地域と長く深く関わりのある産業構造となっていますので、配分をはじめとするブリの資源のTAC管理の在り方を検討する際に、数量管理だけでなく流通・加工も含めて、そちらの方も含めた議論を行うべきだと思います。

その上で、各地域の実情を反映できるような従来の手法にとらわれないような検討を行っていただいて、漁業者全てが協力し合って管理できる仕組みを構築すべきだと考えております。そういった観点から、ブリのステップアップの管理において、スケジュールありきではなく、全国の漁業者や関連産業が理解、納得する管理の内容の構築を目指すべきだと思っております。他の魚種とここは意見は変わっておりません。

特に、TACの都道府県及び大臣管理区分の配分の基準と、こちら御説明あったとおり、ステップ2の管理を開始する際に定めるとあるんですけれども、パブリックコメントでもあったようにですね。このあたりも十分時間を掛けて検討すべきだと思います。これが一つ目の意見です。

二つ目の意見と三つ目の質問は、スルメイカに関してなんですけれども、まず意見から述べさせていただきます。

スルメイカは単年性ということで、資源評価は多分かなり難しいんじゃないかなというふうな想像はしております。御説明あったとおり、水研機構の資源評価の結果に従って、新しい管理基準値ですとか漁獲シナリオ、かなり厳しい内容となっております。これだけ資源評価が下がってしまうと、次の議題でまた審議される令和7管理年度TACも恐らく大幅に減少して、国の留保も35%取るということで決まっていると思いますので、私、大中まきなんですけれども、スルメイカが本業の方はもっと大変なんだろうけれども、大

中まきも、混獲によって量がすごい少なくなってきた場合、本当に狙っている魚種が獲れなくなることをすごい懸念しております。そういったことがなく、操業を止めてしまわないように、アジですとかサバとかイワシとか、そういうときにスルメイカの混獲があることがあるんですけども、水産庁さんにおかれましては、国の留保配分なんかも含む柔軟なTAC管理を要望いたします。そういう観点からも、期中改定の規定の新設などは強く支持しております。

あと、最後に質問なんですけれども、先ほど御説明いただいた中で、資料2の40ページの、「するめいか」の第5の上から二つ目の四角にある資源再建計画の検証の方法、ここで、2行目のところに「資源再建計画の策定から2年ごとに資源評価に基づき行う」ということになって、新設されているんですけども、単年性の生物を2年ごとに評価すると、翌年、違う生態になってしまわないのかなって、なぜこれ2年ごとにしたのかというのを質問させてください。

以上です。

○山川分科会長 では、ブリの意見を頂いたというのと、それからスルメイカについても御意見頂いたという、これらにつきましては御意見頂いたということによろしいでしょうか。もし何かコメントございましたらお願いします。あと、「するめいか」に関する御質問ということで、2年ごとの資源評価の件につきましても。

○資源管理推進室長 青木委員、ありがとうございました。

まずブリにつきまして、流通・加工の方とかも交えた議論を強くお願いしたいという御意見を頂きました。ステークホルダー会合が何なのかというところですけども、立ち上がった当初の議論を思い返せば、透明性をもって資源管理を行うために開催するものであり、もちろん漁業関係者が中心にはなるでしょうけど、ステークホルダー、関係者ということで、加工流通業者に対しても参加の呼び掛けを行っているところです。今回、ブリについて、更にこういった方々の関与が必要だという御意見を頂きまして、私ども、そういう方々の会合への参加を後押しできるように頑張りたいと思っております。

また、ステップアップ期間につきましての御意見も頂戴しました。資源管理基本方針の本則で定められた想定の間隔は念頭に置きながら、おっしゃったとおりスケジュールありきではないというところではありますけれども、そういった資源管理基本方針の方針の規定に則して、我々として精いっぱい、その実現に向けて進めるように、丁寧な説明と十二分な議論ができるように頑張りたいと思います。

2点目、スルメイカに対して配分数量が少なくなったので、スルメイカの混獲で本当に狙っている魚種が取れなくなることに對する強い懸念があるとのことですが、こちらについては、地域や漁業種類によって盛漁期は異なっておりますし、漁獲量年の変動も大きいという特徴を踏まえて、留保の割合を35%とするとともに、漁獲状況に応じて迅速に配分できるよう、具体的なルールは次の水政審でお諮りさせていただくものですが、これまでのスルメイカの留保からの配分を更に迅速にできるようにしたいと、私どもとして考えておりますし、あとTACの変更ですね。良好な加入があると判断したときには、TACの数量を迅速に変更するという規定を新たに考案しました。実際に良好な加入があった時の獲れる速度がものすごい早いというのがスルメイカの特徴だと我々も思いますので、そのような事態が起きたときに、獲れるものが獲れないという状況にならないように頑張っていきたいと思っております。

最後の資源再建計画を2年ごとに検証を行う話なんですけれども、別紙1を今懐かしく、作ったときのことを思い出しましたけれども、少なくとも2年ごとに検証すると規定されていますので、それに即して今回別紙4の規定を設けました。少なくとも2年ですので、2年で始めさせていただいて、委員が指摘されました、単年性であるからもう少し短い方がいいんじゃないか、そういうことになればまた柔軟にそこは検討させていただきたいと考えているところです。

以上です。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

日吉委員。

○日吉特別委員 質問が2点ほどあります。

まず、クロマグロの28ページの、活け入れのところがあったと思うんですけれども、基準日を活け入れにするということだと思ってるんですけれども、活け入れ前に死んだ魚はどういうカウントをされるのかというのが一つの質問と、あともう一つは、ブリのTACへの移行についてですけれども、ブリの今の状況を言いますと、今年、北陸では、ずっとなかったものが結構、福井、京都、震災で気の毒な能登半島でも多少今年は漁がありました。これから房総半島、伊豆半島、紀伊半島、高知辺りがブリ、ワラサのシーズンになります。九州も今後、今月ぐらいから漁期に入りますし、北海道は夏が終わった頃からの漁期に入ります。

ブリは定置には非常に大事です。私たち定置漁業者においては、水産庁は十分お分かり

だと思えますけれども、ブリはすぐTAC入れてくれと。それを突然、この1、2とか3に変更された。それが僕らの不審点の1点です。

なぜ私たちはそう言うかという、ブリは比較的よい資源です、唯一。今日ここにかかっているいろんな資源のこともありますけれども、非常に大事です。唯一、あまり傷んでいない資源だと私たち定置業者は思っております。それでも昔よりは減っていると。非常に大事な資源と思うのを、青木委員に対抗するわけじゃないんですけれども、陸の商人に資源のこと、加工とか流通なんか、御商人さんは商売です。いっぱい獲って加工するのが当たり前。その人たちの意見を入れるのはちょっとナンセンスだと思う。現場も知らない人たちの、それで評価するとか配慮するということは、ちょっと間違いだと思います。

この41ページの下のところに出てくる、資源の有効利用を促進するために管理年度の漁獲可能量を調整する措置等をすることによって、この文章は気に入らないです。ちゃんとやってほしい。法律があるんでしょう、水産庁は。

部長も言っていた、改正漁業法でちゃんとMSYに則った資源管理をするというなら、国が指導してやればいい。調整なんて言葉だといつもなる。それで資源なんかいかないと。思いますよ。ずっとやっていたんじゃないですか、戦後、調整、調整とか数量管理だって。でもその結果がこうなっているんじゃないでしょうかね。別にこの審議会を僕は否定する気はないけれども、だとしたらブリはちゃんとやってくださいよ。

それで、ステップ1とか2に漁獲するのを、作為的に漁獲を積み上げる量は認めないって森長官がおっしゃっていますよね、公のところ。それが調整とか協議するに文章が変更されていました、この間のブリTAC会議でも。納得できない。

ブリは、僕らは受動的な漁業です。能動的な漁業だったら積み上げることも可能でしょう。電子機器がすごくよい。ソナーもよい。追っかけ回して獲るのは可能です。20年とか15年前とは全然漁業の現場が違う、電子機器の発展によって。そのことによって積み上げること、悪意でそういう方がいないことを僕は祈りたいし、多分いないかもしれない。でもできることは確か。

だとしたら、そのことをちゃんとやってもらわないと、なぜこのことを強く言うかという、日本全体の定置漁業者が積極的にTAC導入に賛成したんですよ。大臣許可の人たちは反対していた。それで僕らが入れた。また、水産庁の前任者のブリの担当の方、今の担当の方、あの方々も2人で、定置の漁業者を一生懸命納得してこのTACが行っていたんですよ。その思いを忘れないでほしい。

水産庁の今日いらっしゃる方の部下の方々、今、現任者。もう1回言いますよ。彼たちは相当動きましたよ。僕らも一緒になって動いた。なぜかという、北海道から九州までブリの資源っていろんな意見がありました、定置漁業者の中でも。納得できないよと。また、獲る時期も違う。大きさも違ったり、そういうことがある中で、相当我慢してこのブリのTACに行ったことを無にするような、ちょっとそれを阻害するような政策はやめていただきたいということです。

これについて二つ、マグロことについて、あとブリのステップ1、ステップ2のやつを実績にするとか、そういうことも含めて、これは御回答を求めたいと思います。

○山川分科会長 2点御意見がございました。では水川課長、よろしくお願いします。

○管理調整課長 日吉さん、ありがとうございます。

ブリの話じゃなくて最初の方ですか。多分28ページのことをおっしゃっていたんだと思うんですけども、漁獲量報告の期限として、養殖仕向けの場合に、いけすに活け込みをした日というふうに今回する部分について、活け込みする前に死んだ場合どうなるのかということですけども、これは鮮魚の場合と同じように、死亡した分を報告していただくということにルールとしてはなると思います。

我々も、指導の世界で、死亡した場合に、例えば持ち帰り計量するとか、鮮魚と同様のTAC報告するようなことをちゃんとやってくださいという指導をしていますので、その世界で報告をしていただくということになろうかと思います。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 日吉特別委員、ありがとうございました。ブリについていろいろな御意見頂きました。

まず、流通業者の関係の方からの意見の配慮について御意見頂きました。ステークホルダー会合というのは公の場で行い、水産庁から、事前にお示しした管理目標の案や漁獲シナリオの案を参加者に対して説明して、意見を聴く場です。配慮する、しないということではなくて、ステークホルダーそれぞれの意見は、尊重しなければならないと思います。したがって、ステークホルダー会合において流通加工業者の意見も是非聴かせていただいた上で、最終的な判断をしたい。そういうふうな姿勢で、今後のステークホルダー会合に臨みたいと考えているところです。

2点目、調整についてですけども、資源管理方針に定める管理年度途中のTAC調整の規定というのは、例えば突発的に魚が獲れるようになったときに、特に能動的じゃない

漁業種類が、急に枠の上限に達して困らないよう、何かそういったTAC管理の柔軟な運用はできないのかという背景から定めたものであり、その中で今、ブリについては、繰越し、繰入れという話が出ています。先日のTAC意見交換会では、その第一歩として水産機構の方から、繰入れ、繰越しはここまでだったら、管理目標の達成の道筋を阻害することがないという試算結果を示していただいたところです。そういったものを使いながら、TAC管理の実行上の柔軟性を確保していきたいと考えております。

ただ、その中で、密室で、どこかの片方の意見だけを聴いて何か決める、そういうことをしないように、日吉特別委員がおっしゃったように、改正後の漁業法の下で、ステークホルダー会合を開催しているのは、正にそういったことが起こらないようにするためですので、今日いただいた、こういうことが起こらないようにという意見を我々として念頭に置いて、ブリの管理を進めていきたいと思っております。

これはまた、冒頭の青木委員の方の発言にもありましたけれども、ブリを利用する方、全国津々浦々、正に利用形態も様々、そういった方の中で共通しているのは、ブリがとても大切な資源であって、この資源を持続的に使っていきたい、今の自分たちの世代だけじゃなくて、後の世代にも使っていきたいというところは想いは一緒だと思っております。

そういった中で、じゃあ何ができるのかというところは、特にこの資源は、これまでのTAC管理で得た知識であったり、また日本に限らずいろいろな諸外国の知識であったり、そういったものを総動員して議論をしていきたいという、非常に重要かつ非常にやりがいがあるというか、乗り越えなきゃいけない課題もいろいろ生じておりますので、是非このところは、これまで以上に意見交換、情報交換を密に重ねさせていただいて、私たちの進むべき道と一緒に作り上げていきたいというふうに考えています。

○日吉特別委員 マグロのことはよく分かりました。それは報告をするということですね。

ブリについては、私も熱く語りましたが、本当に日本の津々浦々の大切な資源です。唯一、守らなきゃいけない資源だと思っております。水産庁においても、この資源がなくなるようなことになると、本当に日本中の沿岸漁業者がほぼいなくなるような資源だと思っております。これを肝に銘じて政策なりそういうことを推進していただきたいと思っております。ブリは大切です。ありがとうございます。

○山川分科会長 非常に強い御意見を頂いたということで、よろしくお願いたします。

他にございますでしょうか。

井本委員。

○井本特別委員 ありがとうございます。山陰まき網の井本でございます。

一言だけコメントさせていただこうと思ひまして、変更事項の7のところなんですけれども、I Q漁獲可能期間の変更ということで、先ほどの赤塚室長からのパブコメの紹介にも重複するんですけれども、今回のI Q漁獲可能期間の変更に関しましては、クロマグロの来遊時期に応じて漁獲可能期間を変更するというので、変更の趣旨にもございましたとおり、資源の有効活用につながるということで非常に歓迎しております。

大中まき漁業者といたしましては、今後もT A C管理とかI Q管理の方は着実に遵守してまいりますので、国におかれましても、今回のように引き続き関係者の声を十分に反映していただいて、適切な施策をお願いしたいと言だけ。ありがとうございました。

○山川分科会長 御意見頂いたということで、よろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 スルメイカの件でございますけれども、確かにこの資源の評価というのはかなり難しいということでございます。良好な加入という言葉は今頂きましたけれども、次回、具体的に説明をしていただきたいというふうに思っております。

それと、前回の資源再建計画の3でしたっけ。日本海のスケトウダラに関しまして、これを今あれしていると言いますけれども、日本海のスケトウダラだけではないということなんで、今後、やはり漁業者に圧力がかからないような決め方、このスケトウダラ以外にも、これからどんどんどんこういようなT A C魚種が増えてくるはずで。漁業者が我慢をして、そして増えたのが、5年で増えるところが2年で増えたとか1年で増えたとかというような、ある程度計画の中でも出てくると思ひますので、重々この文書に関しては評価させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○山川分科会長 2点頂きましたけれども、まず1点目のどうなったら資源の加入が上向いたとするのか。

○資源管理推進室長 伊藤委員、ありがとうございます。

良好な加入について、まず前提として非常に大事な点がござひます。将来の資源とか、獲ってもいい漁獲の量というのは、予測に基づいており、その中の要素として加入の予測値があります。この加入の予測値について、令和7管理年度は近年の低い加入が継続するという仮定になっているところ。裏を返せば、通常の再生産関係における加入があっ

たことをもって良好な加入があったと判断できると。では、次の話として、何をもって良好な加入があったと判断するかというところについては、様々あると思います。我々今の時点で、これであれば良好な加入があったと判断しますということは特に示しておりません。やはり海の中のことで、実際どういうことが起きるのかということをおおまかじめ定めておくことはできません。

ただ、その中であってイメージとして持っていたきたいなと思うのは二つありまして、一つ目が、水産機構が毎年行っている加入量調査、この結果が良ければ多分誰が見ても良好な加入があったことが分かるものだと思っています。２点目が留保の消化状況ですね。たくさん獲れるから留保をどんどん使っていくようになるので、そういった状況のときの加入は、おそらく研究機関が予測をしていた低い水準ではなくて、少なくとも通常ぐらいは来ているだろうなという判断でやるということです。

いずれにしても、TACの変更を行うときには水政審へ諮問することになりますので、その際には、何をもって水産庁は良好な加入と判断したのかという根拠の部分もしっかりと説明させていただくことになります。

○伊藤委員 次回でいいと言ったんですけれども。

○資源管理推進室長 いい質問です。良好な加入が発生していると判断したときが次回になります。例えば9月だとか、もしかしたらものすごく早い時期、5月だったり6月もあり得ると思います。

○伊藤委員 ただ年々、サイズも違いわけですから、匹数換算でなくて重量換算なわけですね。そういうことも根拠に入れながら、いろいろな複雑なことはありますけれども、そういう判断の説明を次回聞きたいと思います。

○山川分科会長 あと資源再建計画の方は、これは御意見頂いたということでよろしかったでしょうか。

では三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

変更事項10のブリのところですが、このところで1点の意見と1点確認でございます。

ブリのTAC管理を開始するということで、ステップ1に入るということですが、ステップ1に入るということは、もうすでにステップ2を経て、最終的にはTACを開始するというのが、見え隠れしてきているわけですね。

そうした中で、他の魚種でもあったように、駆け込み需要と申しますか、駆け込みで漁獲実績が積み上げられる可能性があるわけですから、今後のTAC枠の配分の検討に当たりましては、ステップ1に入ったからといって、過去にもあった駆け込みで漁獲量を積み上げる行為をしっかりと除外をして、例えばステップ1に入る前の実績割でいくなど、その辺りを十分に注意した上で検討していただきたいと思っております。これが意見として1点目です。

2点目の確認のところにつきましては、モジャコの管理について、TAC管理もやりつつ、養殖関係県の担当者会議における採捕計画に基づく尾数管理の中で管理を行っていくという理解でよろしいのでしょうか、この確認をお願いしたいということです。

以上です。

○資源管理推進室長 三浦委員、ありがとうございました。

ブリの駆け込みに対する懸念につきましては、漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしているなど、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導を行うとともに、不幸にしてこういった操業が出てしまった場合にはその漁獲実績の扱いについて、ステップアップ1と2で議論していく、そのような実績は認めるべきでないという御意見、今日も賜ったということで、我々としてはそういった考え方で対応してまいりたいと考えています。

2点目については、簡単に言えばそのとおりだということで、間違いございません。

○山川分科会長 他に。

佐々木委員。

○佐々木特別委員 Chefs for the Blueの佐々木でございます。今日はどうぞよろしくお願ひします。

先ほどブリのお話が出まして、ブリは確かに全国津々浦々で本当に大切な資源だと思います。私ども料理人の団体ですので、料理界に広くネットワークございますけれども、やはりブリというものは各地で様々な料理に展開されていて、地元の郷土料理というものに生かされている魚種でございます。

一方で、先ほど、陸の人間はそういうことを何も考えないとおっしゃいましたけれども、私ども飲食事業者は、日本全国で900万人を超えております。特にレストラン事業、外食業界は、400万人を超えております。その津々浦々にネットワークございますけれども、

もし資源が減っているのであれば、それをあえて使いたい、絶対使うから獲ってこいというような料理人はどんどん減っております。これはもう間違いなく体感としてございますので、その辺は、私どものような業界の人間もたくさんいるということを御理解いただければなと思っております。ですので、是非ブリは守っていただきたいと心から思っております。

意見というか、質問なんですけれども、変更事項3のところ、スルメイカを前提に考えておられる暫定管理基準値に係る規定の変更についてです。これを拝見しまして、本当に怖いというのが実感でございます。いろんな資源がこの考え方に基づいて特別扱いをされていくのではないかというような危機感がとてもございます。

確かにスルメイカに関して、皆様おっしゃっているように、単年の資源ですので難しいからというような前提がございますけれども、こういう枠組みができた以上、いろんなものをここに放り込んでいくということが今後可能になる素地ができたということになりますので、私ども水産物を利用している立場の人間からすると危機感が高まってはございません。

1、2、3と趣旨の中にある中で、2番と3番のところ、「いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合」とありまして、「長期にわたる禁漁など当該水産資源を利用する漁業の実態上現実的には実施が難しい内容が求められる。」というのがございますけれども、この定義がとても曖昧だなというのが私の感覚です。何も数値的なものもないですし、これ難しいよねというような一方的な判断で、このカテゴリーに入ってしまうのではないかなと思います。

水産業の皆様は、国民に水産物を供給するために皆様頑張ってくださいっていて、水産庁の皆様は、国民に水産物を供給するという大目的のために、一定の供給量を維持していくということが皆様の使命だと私は考えております。そのためには、海の中の資源を守り、若しくは減っているならそれを戻し、増やし、国民に安定的に供給することが皆様の使命だと思うんですけれども、その使命とこれは少し乖離しているのではないかなというのが私の実感です。

もちろん、水産業の皆様が大変な状況にあるというのは重々分かっているんですけれども、他の方法はないのか。例えば漁業補償とかいろいろあると思うんですけれども、何らかの形で水産資源を増やして、私たちが魚介類を食べ続けられる未来をつくるというところ

ると、ここはダブルスタンダードになっているような印象がございます。それに関して御返事いただければ有り難く存じます。

○山川分科会長 これにつきましては魚谷部長、よろしく申し上げます。

○資源管理部長 御意見ありがとうございます。御懸念は非常にごもっともだと思っております。

一方で、この規定、現行の規定ですと、より資源が悪いときの方が緩い管理ができますという矛盾をはらんでいるというのが一つ、我々の問題意識としてはございます。そういう中で、今回、要はいかなる措置を講じても10年で達成できないという場合以外についても、10年以上に延ばして、暫定管理基準値を用いる規定を入れたということで、この必要性というのは、我々水産庁としては、そういった矛盾は解消しなければいけないという考え方でございます。

一方で、今回追加をした文言が、数値の基準もなく曖昧でというような御指摘ございました。それについては、その点もおっしゃるとおりだと思います。一方で、ではこの規定を用いて水産庁が、これからどんどんいろんな、そうしなくてもいいようなものもこの規定で緩い管理をできるのかというと、正にそういうところをチェックするために、水産政策審議会に諮問して、こういう考え方で今回はこの暫定目標を使いますと、いかがでしょうかというような諮問をするという仕組みがあるということです。

ですので、そこは、この規定を入れることによってどんどん緩まっていくのかと言われる、御心配は理解しますけれども、そういうことはもちろん、我々諮問するときには説明責任を負いますので、そういった点で水産庁が暴走するということはないということは、申し上げておきたいと思えます。

一方で、今回、スルメイカについて申し上げますと、近年加入が悪いということで、目標達成確率を出すときの将来予測は、当面低い加入が続きますよと、5年、10年、15年でだんだん回復していきますという、そういう前提で将来予測するわけなんですけれども、一方で目標は、低加入じゃない再生産関係で目標を立てると。そういうことで、要は将来予測は低い加入で計算するけれども目標は通常の加入のままですと、これって大丈夫なんですかねという問題意識がありまして、そこはステークホルダー会合の中で、仮に近年のような低加入がずっと続くと仮定したときに、目標値、要はMSYの達成水準あるいはMSY自体どうなるんでしょうかという試算を水産機構の方にやっていただきました。

その結果は、これは正しいかどうかというのは、評価はいろいろあると思うんですけれ

ども、そういう計算をすると、資源は今でもMSY達成水準を超えていますと、要は端的に言えば、今より資源は伸びませんというような計算結果になったと。

ですので、今後ずっと加入は回復しませんということはないと思うんですけども、今後5年、10年というのを考えたときに、加入の状況がそういう状況であるにもかかわらず、依然として高い目標を目指して非常に厳しい管理をやってくというのが、本当に現実的かということ踏まえて、今回については、まずは10年で限界管理基準値を達成することを目標にしましょうということでやらせていただいた次第でございます。

また、伊藤委員から話があったスケトウダラの日本海北部系群についても、当初、再建計画を作ったときには、10年で目標管理基準値を達成する見込みがないということで、10年以上の期間を再建計画で設定をしまして、そちらについても限界管理基準値を目指してやっていきたいと思いますということで、これまでやってきたわけですけども、今後10年で50%以上の達成確率というところが見えてくると、今まである一定の漁獲圧でやってきて、資源がよくなったら、それを半分にしましょうとか、10分の1にしましょうとか、そういうのって、なかなか現実の世界で、漁業者の理解というのも得られないと思うんですね。資源がよくなったら逆に枠が小さくなるって、なかなか我々自身、管理を皆さんにお願いする立場としても、そういうものというのは説明が難しいところもありますので、そういう意味でこの別紙1の改正というのは必要だと思っておりますし、一方で、御説明いただいた御懸念されている点というのは十分理解いたしますので、これがどんどん、ずると広がったり、実質的に広がったり、というようなことがないように運用していくというのは、私の立場で申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

○山川分科会長　いかがでしょうか。

では木村委員。

○木村委員　後で水産機構の方からコメントがあったときにお聞きしようかと思ったんですが、今、部長からスルメイカのお話があったので、ちょっとお聞きしたいんですが、昨年もそうでしたが、スルメイカのTAC設定が極めて高くて現実を全然反映していない。これそのものをこれでいいのかという議論は昨年もあって、だけれどもMSY理論による考え方、将来予測を考えると、7万トンだったかな、そのぐらいですよ、そのぐらいだったんだけど、現実には2万トンぐらいしか獲れてなくて、現実と全然合わないようなTAC設定がなされているというのはどういうことなのかという話をしたんですが、統計

解析的にはそうだというようなお話だったと記憶しています。

私は、その段階で普通にやるともっと高いTAC設定をやろうとしているところを、今回はそれを下げようというお話だろうと思います、現実に合わせて。そうすると、私としては、水研にはちょっと厳しい意見なんだけれども、計算の仕方が間違っていたんじゃないかと。資源解析手法そのものが間違っているというふうにも言えると思うんですね。これはMSYを否定することになるかもしれないので、ちょっと困ることになるかもしれないけれども、そこら辺の総括というのはやっぱり必要だと私は思っています。

なので、今回この10年というのも、スルメイカを非常に対象としているんだろうと思いますが、そのような資源管理の方法というか、資源水準の計算の方法、これを間違っていたんだったら間違ったでいいから、総括をして、何がどうすればよかったのかというのは、これからの水産資源の評価を漁業関係者の方々にも理解してもらうのにも重要なステップだと私は思っているのです、是非そうしていただきたいと思っています。

以上です。もし御意見頂けるんだったら有り難いんですけども。

○資源管理部長 ありがとうございます。

評価が正しい、正しくないというのは、私の立場で申し上げられないんですけども、今管理年度までの話をすると、7万何千トン何某というTAC設定については、3年前にステークホルダー会合でスルメイカの議論をしたときに、3年固定、要は毎年TACが乱高下するのは、管理の面で非常に難しい面があるということで、3年固定でやりましょうという漁獲シナリオが採択された。詳しくは水研さんの方から説明あるかもしれませんが、3年固定するに当たっては、3年固定する分だけ、より保守的な数字になるという、当時の3年前の状況としてはそういう話であったと。

そういう中で、結局蓋を開けてみると、その7万9,000トン、3年固定というのがなかなか実態とは乖離していたというところの原因については、正に加入が、MSYを計算する上での、要は長期間ならした再生産関係に基づいて期待される加入量より少なかったというところが一つあるんだろうというふうに思っています。

管理の面では、そういう3年固定したことによって、結果としてそれが実態と乖離したという背景はありましたので、今回のステークホルダー会合のシリーズの中では、3年固定というのはもうやめた方がいいですよ、というようなことで、単年単年でやってみましょうという話になったという面は、管理の面からの反省としてはございます。それは、3年固定を3年前に採用するときも、いや毎年ちゃんと見直した方がいいんじゃないかと

という意見も、ステークホルダー会合の中ではありました。

ただ、先ほど申し上げたように、その当時の議論としては、毎年TACが何倍にも上がったたり下がったりするというのはどうなのかという中で、水産機構の方から、多少保守的なABCの計算に基づいてTAC設定すれば、3年固定することは可能だという計算結果が出たことを受けて、そういう7万トン何某でTAC設定を3年固定でやってきたと。3年目、今年については、なかなかそのままでやるというのは適切じゃないという判断で、直近3年の平均である2万9,000トンに当初配分は抑えて、できるだけその範囲で収めましょうということやってきているというのが現状ということでございます。

ということですので、管理の面では、この3年間3年固定でやってきたことの反省というのは行った上で、今回のやり方というのを御提示しているということでございます。

以上でございます。

○木村委員 部会長の意見も聞きたいところなんですけれども、毎年、スルメイカは資源量評価しているわけですよね。その中でTAC設定が定められているというのは、ただ単純に、その値というのは計算上出てきているわけですよね、基本的には資源管理で。今、魚谷部長からお話があった件というのは、最終的に行政的にTAC設定を高いところに一応留め置くと、3年間というお話だったろうと私は思うんです。

そうではなくて、私の質問は、資源管理の手法そのものが、そもそも何らかの瑕疵があって、高いところにTAC設定を維持するような計算になっていないのかという質問なんです。それは去年の段階でもう既にそうだったわけで、今回、やっぱり行政的な措置もあって下げるといことなんだけれども、前は一体何でそういうTAC設定を可能にするような資源量推定が行われたのか、その総括をした方がいいというのが私の意見で、もし賛同していただけるならば、魚谷部長の方から水産機構に、そういうことをやった方がいいですよという指導するというのがよいという私の意見ですが、いかがでしょう。

○資源管理部長 この3年間の総括というか、繰り返しになりますけれども、3年前の状況としては、水産機構の評価の結果として、3年固定であればこういうABCですというのに基づいてやったということでございます。

その資源評価自体が適切だったかどうかというのは、ある意味、水産庁が、総括しろ、自己評価しろと言わずとも、本来的には水産機構の皆さんあるいは都道府県の関係する研究機関の皆さんは、毎年毎年当たった、外れた、それを受けてどこを変えるべきかどうなのかというようなところはやられた上で、現在がある、というふうに理解をしております

ので、改めて、例えば水産庁からちゃんと総括しろみたいなことをあえて言う必要があるのかというか、木村委員の言われているのは、公式な何か文書でも出してやるということなのか、そうでないのであれば、そこは、大島部長、今、私の方を見えていますけれども、それは日々というか、毎年毎年、資源評価の中で外部の専門家の方々からの意見も含めて、過去やったことがどうだったのかというのに基づいて毎年見直しているんだというふうに私自身は理解をしております。

○山川分科会長 ちょっと私にも発言させてください。これは分科会長としての発言ではなくて、一委員としての考え方の発言なのですが、スルメイカについてはレジームシフトに関連する魚種なわけですね。海洋環境によって資源の生産性が高い時期もあるし、生産性が低くなってしまいう時期もあって、かなり長期的な時間スケールで変動するという、そういう資源です。マイワシやマサバ、マアジなどもレジームシフトによってかなり大きく資源の生産性が変動する魚種ですが、特にスルメイカは単年性ということもあって、非常に資源管理が難しい魚種ということですね。

このような魚種では、資源の生産性が高い時期のMSYと低い時期のMSYは、恐らく違うのだらうと思います。低くなったらそれなりに低い生産性を基にして、その環境下で最大の持続的漁獲量が得られるようなMSYが恐らくあるはずで、漁業法の中にも実はMSYの定義として、現状の環境下において持続的に得られる最大の漁獲量といった規定になっているわけです。つまり、「現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値をいう。」ということで、現在及び将来、その時々、その時点での環境下での最大値ということが法律上も規定されているわけです。

だから、レジームシフトするような魚種については、資源管理目標をどうするかとか、どのように管理していくかとかについて、今後きちんと協議して、技術的にもいろいろなことを検討していかないといけないということなのだらうと思います。

現状においては、そういったことは取りあえず今の目標、管理基準値には反映されていない。そこで、現状のやり方で現場の漁業者の方々に非常な不便というか、急激に漁獲量削減、極端な場合には禁漁しないといけないといったことを課すのだとすると、それはいかがなものかということで、過渡的な措置として、こういったことが水産庁から知恵として出されてきたのかなと私は考えております。

したがって、レジームシフトするような魚種について果たしてどのように資源管理目標

を設定して、どのように管理していくかということは、まだまだこれから検討していかないといけない課題だろうと私自身は考えています。

○木村委員 今、分科会長が言われたことで私もよく分かっていますし、地球環境変動に伴ってベースラインが変わってくるというのは、もう仕方がないことだと理解しているので、是非、水産機構においても、そういうことをきちんと考えた上での資源評価をきちんとやっていただきたいということが1点と。

それから、これはスルメイカだけじゃないわけですよね。他にもあって、後の方の議論で一言も言わないようにしようと思っているので、ここで一言言うと、TAC設定と実際の漁獲が大きく乖離している魚種が結構あるんですよね。こういうのは、そういう要素、地球環境変動に伴うような要素とかを考慮しなくちゃいけないような魚種が増えているんだらうと私は思います、今現状において。

なので、是非、水産機構にお願いしたいのは、そういう地球環境変動に伴うことを是非とも考慮していただいて、どうも神戸チャートが少し独り歩きしているような気がしますので、そこら辺の評価も含めて、手法の再検討を是非お願いしたいということで、私のコメントは終わりにさせていただきます。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 この件に関して同じような意見ですけれども、スルメイカのTAC管理を始めて10年以上経過しています。その管理の中で、一度もTACを超過したことはありません。ずっとTACを守りながら漁獲をしてきたにもかかわらず、漁獲量は減少し続けてきた中で、海洋環境の激変ですとか、日本とは全く異なる漁法で外国漁船が大和堆の我が国EEZで大量に漁獲していた時期もあります。また、産卵場所が西に1度ずれただけで日本には来遊しなくなるという学説もありますし、先ほどのレジームシフトに関しましても、寒冷レジームに入りイワシが増え、スルメイカが減少してくるといった現象が起こっているのではないかななどの様々な要因が考えられる中で、しっかりと原因究明を実施していただきたいということです。一つの画一的な調査手法や評価手法だけではなく、本当にその手法が正しいのかどうか、そういった見直しも含めて検討いただかないと、多くの国民は、漁師が乱獲したからスルメイカが減少したという間違えた認識を持ってしまうことも多くあります。海洋環境がここまで大きく変化してきて、それに合わせて資源評価も変えていかないといけないのではないかと考えております。これらを踏まえた検討をしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 佐々木委員。

○佐々木特別委員 この場にいると、ほとんどの皆様から、もっと資源調査・評価の内容を拡充すべきだと、もっともっと調査を進めてもらいたいという話が出るのに、どうして調査予算が付かないのかというのが私は本当に不思議でならないです。審議委員の方、皆様そう思っていらっしゃると思うし、国民もそう望んでいるんですけども、なぜ進まないのか、そこを教えていただいてもいいですか。

○資源管理部長 近年、資源調査あるいは資源評価のための予算が非常に思うように伸びていない、あるいは場合によっては減らされているという状況について、この審議会でも何度か御批判というか、受けております。

なかなか、私の立場でなぜというのを説明するのは難しいところがあるんですけども、まず国全体の財政事情というのがある中で、農水省全体あるいは水産予算についても、一定の天井というか、そういうのがあると。そういう中で、当然、資源調査、資源評価は、もちろん我々担当にとっては非常に重要なことなんですけれども、一方で、いろんな漁業者の経営支援ですとか、そういったところに用いる予算というのももちろんあると。そういう全体の中での査定なり、やりくりという中で、現状のような状況になっているということでございまして、それ以上、ああです、こうです、というのはなかなか説明は難しいところがございます。

一方で、我々水産庁の中で、資源評価・調査、非常に重要だと思っておりますし、予算が同じであれば同じ成果しか得られないのかと言われれば、それはいろんな工夫によって、効率化とかそういったところによって、うまくやりくりできる部分もあるのだと思っておりますので、そこはある意味、水産機構を中心とした研究機関の中での工夫というのもあるんでしょうし、あるいは今後、資源評価の対象というの、毎年毎年状況が変わるような資源と、底魚みたいに比較的安定している資源については、その労力の掛け方とか、そういうところに、ある意味、濃い薄いをつけたりということも考えていかないといけない状況にあるのかもしれないですね。

そこはやはり予算だけの問題ではなくて、マンパワーの問題がありますんで、予算さえ付けばどんどん評価できるかと言えば、海へ行ってサンプリングをする、あるいは解析をする人の数、あるいはその人の能力というところについても考えていかないと、いくら予算を付けても成果が出ないみたいなことにもなりますので、そこは、予算もそうですけ

れども、人の育成ですとか、あるいは調査の中身、あるいは労力の掛け方の濃い薄いというのも、今後は考えていく必要があるんだろうというふうに考えております。

以上です。

○山川分科会長 及川委員。

○及川委員 及川です。

一部の委員の方々からは、なぜこの資源評価が不十分なことに黙っているのかというようなお話もあったので、ちょっと今、しゃべりますけれども、私どもも、例えばまき網漁業、沖合底びき漁業をやっていますので、この資源評価が出るたびにあまり楽しい気持ちになったことはありません。大体、毎年数値は下がってくる、本当にそうだろうかと思えますけれども、でもそれは現実がやはりそうであるのであれば、そんなに水研機構の皆さんが、例えば、怠けたりとか何か手を抜いているからこういう評価になったという意識はあまりないんですよ。

ただ、自分たち漁業者の喜ぶような数字にはなっていない、又は現状は非常に、また悪くなったのかというのは確かにありますけれども、きっと僕らが一番気になるのは、じゃあ世界の他の国って資源評価と実際の漁獲ってどうなっているのか、あまり情報を持っていないので、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカ、カナダ、こういうところがどうなっているのかというのは知らないで、今後はちょっと勉強したりして教えてもらいたい。

その他の国々が非常に近い数値になっているんだったら、日本と何が違うのかというのは、当然改善していくべきことだと思いますし、ただ日本の場合、我々こういう会議、いろいろ出させていただいているんですけども、現実には中国、ロシア、そういう周りの国々の漁獲なんかも含めた上で、そこがブラックボックスになっている資源評価だというものもすごくあるので、それは非常に難しいだろうなというふうにも思っています。

そこはだから、きっと外交とか国全体として改善してくところなんじゃないのかなというふうには思っています。意見として、研究者等関係者は頑張っていらっしゃるけれども、我々漁業者はもちろん不満にも思っているのは事実です。あとイカについて一言言いますと、3年続けて、去年は実質70%ぐらいを留保にしたというのは、現実のTACはそうだけれども、実際はそこまではとても獲れないということで、2万9,000トンになったと理解しているので、たとえTAC設定が高くても、現実去年の時点でも、これは相当にやばい資源状況だというのは言われていたというふうに理解します。

以上です。

○山川分科会長 日吉委員。

○日吉特別委員 私も及川委員と同じように、水産機構は頑張っていると思っております。

ただ、先ほど木村委員が御指摘したとおり、過去のことを検証しないということは今日初めて分かって、やっぱり検証が大事かなと。資源予測だったり、そういうことをちゃんと検証して、それが積み上がって未来の評価があったりするべきだし、またもう一つ、先ほどからくどいですがけれども、言わば電子機器の性能アップを漁獲実績で資源評価するのなら、これが10年後か20年後か、電子機器の性能アップを入れるなら、今から少しずつそれを入れていかなければ、やっぱり漁獲能力とか漁獲圧というのは、船とか網じゃないと思うんですね。そのものを水産庁は水産機構にお願いして、10年後にそういうものが入るのか、科学というなら、そういうものの発展も加味した資源評価をしなければ、今後の未来の資源評価は当たらないと思います。意見だけです。

○山川分科会長 大島部長、一言よろしく申し上げます。

○水産機構浮魚資源部長 本当に一言だけで済ませます。

振り返りはちゃんとやっています。それはちゃんと公表資料として出しております。読んでください。よろしくします。

○山川分科会長 岩田委員。

○岩田特別委員 全国いか釣協議会の岩田でございます。

正に当事者なもので、先ほどの話からちょっと気になることを1点、2点お話しさせていただきます。

7万9,000トンの3年間、確かに三浦常務がおっしゃったように、それも含めて10年以上、TAC以上獲ったことありません。しかしながら、その中にやはり淡い期待じゃないんですけども、逆に言うと、7万9,000トンぐらいをこの漁業者で獲らないと採算が合わないんじゃないかなというような期待と、もう一つは、今の値段なんていうのは大変な値段ですが、こんな価格で消費者がどういう気持ちでいるんだろうと。その辺で適正価格というのが、うがった言い方をすれば7万9,000トンぐらいじゃないかな。あるいは本音で言うと、底びき業界、まき網業界、その他いか釣業界の中で、いろんなトン数の取り合的なものがあって、7万9,000トンを3年間そっと置いておいたというのものもあるんじゃないかなと思います。

でも、私はいまだかつて原因というのははっきり分からないんですが、温暖化であり、マグロの補食というのもありましたけれども、これは水産機構の方は否定的でございましたが、私たち現場の声はそうのように思っております。

ただ、今年からマグロもたくさん獲っていただけるみたいですし、期待はしておるんですけれども、もう一つ肝腎なことで、国際漁場ですね。今、話にありました相手国がある国際的な資源で、スルメイカは国際的な資源だと思うんです。それに対して我々はもうかなり前から、情報をください、外国とのいろんな話をくださいということはお願いをしておりました。それに対して、今年の方針として確か、中長期的な視野に立って外国に対しての取組をしたいと。私、これが随分引っかかって、何年と同じお願いをしているんですかと。これをまた抽象的、これだけ資源が激減している中で、抽象的って何ぞやというのをすごく感じたんですよ。どんな話でもいいんです。少しでも風穴を空けていただいて、いろんな情報を頂きたい。

一つの例として、日韓の暫定水域の話合いというのをしょっちゅう日中韓でやっていますよね。この中で韓国との情報源、結構あるんですよ。いろんな日本海の資源の共有という面では、韓国と共に歩みながら中国に対して話をするとか、いろんなやり方があるんじゃないかなと思うんです。もう待たないでございまして、中長期的とかそういうようなゆっくりの話はせずに、スピード感を持って喫緊の課題として取り組んでいただきたい。これは努力すればできることだと思うんです。温暖化はできないかもしれない。

マグロももしかしたら、これから獲るのが増えれば、少しはイカにとっていいかもしれない。そうやって一つ一つ明るい情報をつかんで、頑張っていきたいというふうに思いますので、是非、大島さん、そちらの方よろしくお願ひしたいと申します。どうでしょう。

○山川分科会長 非常に大きな話になってまいりまして、変更事項1から11以外にも、各委員の方々のさまざまな思いを御表明いただくようなことになってきましたので、本件につきましては、今後、水産研究・教育機構とも協議を行いながら、更に改善を進めていくということで、ここは取り敢えず一旦議論を、途中かもしれませんが終了させていただくということにさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。もしこれだけはもう一つ発言をしておきたいという方がございましたら、よろしくお願ひいたします。

釜石委員。

○釜石特別委員 すみません、せっかく分科会長が締めていただいているところに、最後に一つだけ、ずっとスルメイカのお話で悲観的な話ばかりありましたので、ちょっとお話

をさせていただきたいなと思ったのは、変更事項の34ページの(3)の③のところですか。これまでこういう記述はあまり、私が不勉強なのか見受けられなかったところだと思いますけれども、ここに関しては理由を定義付けしないで、ありとあらゆる場面を勘案して進めていくというふうに赤塚室長がおっしゃっていたので、我々魚を獲る者としては、非常に有り難い記述になっていると感じているところがございますので、このところを乗組員側としても期待している事項であるということだけ申し上げさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 あと谷地委員、よろしくお願いいたします。

○谷地特別委員 ありがとうございます。一言だけ御意見を述べさせていただきます。

先ほど来も、私も同感なんですけど、三浦委員がおっしゃったこと、そのとおりでございます。佐々木委員がおっしゃったように、予算の問題、私も昨年発言させていただいたんですが、そのとおりだと思います。

我々中型いか釣船は、資源評価はできないです、漁業者は。しかし、資源調査はもしかしたら御協力できることもあるかと思います。もし要望があれば、予算がないのであれば、我々も、私たち中型いか釣船は特にここ数年、危機的状態です。来年、再来年、もちろん今年も廃業、倒産というお話も聞こえてきております。やはり予算が付かない、何が付かないじゃなくて、我々漁業者も調査の方であれば協力できるかもしれないというのであれば、協力して何とか資源がどうなっているのか、私たち漁業者が一番興味のあることだし、どこに何がいるのか、そういうのを情報提供できることがあれば御協力したいなと思っておりますので、そういうことがあったら申し付けしていただければ、操業の範囲内でできることは御協力したいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 どうも有り難いお申出、ありがとうございます。

日吉委員。

○日吉特別委員 私も谷地特別委員と同じように、全国の日本定置も定点で観察できます。気象の百葉箱みたいに利用させていただければ、いつでもお金も掛からなくその調査に協力できると思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

川越委員。

○川越特別委員 川越です。

皆さん言われて、私の出番がないなと思って待っていたんですけども、資源評価、はっきり申しますが、やはり毎年言っているんですけども、資源評価の精度を上げようということを私は毎回言っております。そういう中で、皆さん3年管理のときにも、私は1年1年の評価の見直しはしていただきたいということも要望しておりました。それを水産庁も受けて、ステークホルダーとか検討会でいろいろやってこられていると思います。

資源評価が間違っていたのか間違っていないのかということは、私は別にそのときの資源評価は間違っていないと思っております。というのは現場感覚でも、7万トンになったときでも、やっぱりそれは少なくなったよなど。だけど実感的に、それが獲れるのか獲れないのかというぐらいの危機感を持った現場だったと思います。それがあったから毎年の評価をしてほしいというのを私は要望しました。というのは、次の年が必ず7万トン獲れるというような現場感覚は、はっきり言ってありませんでした、そのときも。だから1年1年の検討、見直しを求めた次第でございます。

そういう中で、資源評価が間違っているんじゃない、そのときはそのときで合っていたと思いますし、水研さんの方も毎回やっているし、大島さんも本当にしっかりとやっているし、いろんなデータを持っております。ただ、この場でその全部のデータを出さないだけの話であります。私はそういうふう理解しております。

いろんな想定だとか仮想でのシミュレーションだとか、そういうものもしっかり取り組んでおりますし、現場としてはそれを見せられたときには、なるほどなというような実感も湧くような調査もしっかりやられております。しかし、こういう場に出せないというのは、まだその実績の年数が少ないから出せないものと私は理解しております。

そういう中で、先ほど皆さんも言われたとおり、毎回言っているんですけども、国に調査を求めるばかりじゃなしに、民間が、義務ではないですけども、稼動船が調査をやるというようなことを、これから先も皆さんで協議すべきだと思います。それで広く調査をやる。調査の数が増えれば増えるほどデータ数が増えるというようなことで、そういうこともやっぱりやっていくべきだと思います。

それで、私は太平洋のことは分からないけれども、日本海を見ると、今年でもロシア水域の中に中型船が入っていかうと思ったら、入ってきたらもう既に韓国船が先に入っていて、韓国船が撤退すると、それはどういう状況かといったら、それまでに、北朝鮮なのかロシア船なのか中国船なのか、もう既にいか釣り操業していて、操業する場所がないとい

うようなところで撤退したというようなことで、日本海のそういう操業の構図が変わってきていると思うんですね。

評価は間違いないというのは、イカはどこかにいるんです。日本の沿岸でもいるし、春先の富山の定置網にも、本当にこんなにイカがいるのかと思うぐらいなイカも入ることを、私も視察に行ったときも見ました。釣りだったら1日10トンぐらいのイカが入ったんじゃないかなと思うような定置の状況も見ましたし、だからイカはいることはいると思うんです。だけど、それが実際どこまで漁獲されるかということはこれから先の問題だと思っております。

だからそれにはいろんな要因があると思います。それには、マグロが来るからイカもいなくなるというような沿岸漁業者の意見もありますし、だけど実際、底びきでも、浅い水深のところスルメイカが定着しているというような現象がここ2、3年続いております。だからそういう中で、やはりその調査のやり方をいろいろ考えを変えて、もう一つステップアップして、広くいろんなバリエーションを持ったような調査で、いろんな角度からやってもらうべきだと思います。そういうことを要望していきたいと。

これがこれから先の日本の漁業の一つの懸案事項だと思っ、ここを、スルメイカをモデルにするという言い方は悪いんですけども、やはりこういう漁業もあるということを皆さん考えて認識してもらって、何であれだけ獲れたものが獲れないんじゃないしに、こういう状況は将来的に日本沿岸ではこういうことがあるんだということを想定しながら、仮定しながら取り組んでいきたい。過去のことを言っても仕方ないと思うんです。それだけ地球の環境も変わっている。外国船の操業も変わっている。

昔は、外国船が日本海のスルメイカを狙わなかったから、日本漁船が12か月思うようにして獲れたから、操業になったし、漁獲もできた。だけど漁獲ができないような状況になっているということも、これもこれから先、もう避けては通れない問題だということを前提の上に、そこで資源評価もやっていただきたいと思っておりますので、大島さん、頑張ってください。あなたしっかり頑張っていますよ、本当に。

だけど、今の評価の年数が少ないから、なかなかデータとしては出しにくい部分もあると思うんですが、そういうことで資源評価を更なる精度を上げてほしいと。それと皆さんの御理解は、何でこんなに減ったんじゃないしに、この状況が当たり前の状況だと思っ私は取り組んでもらった方がいいと思います。よろしく。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

議事を元に戻しまして、変更事項1から11につきまして、更に御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。もう出尽くしましたでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々はいかがですか。

では、特に追加がなければ、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのようにいたします。

かなり時間がたってまいりましたので、ここで15時30分、3時半まで休憩ということで、よろしく願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 では、委員の皆様おそろいですので、議事を再開したいと思います。

次の諮問事項は、諮問第466号「特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和7管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について」ということで、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

まず、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

6水管第3271号

令和7年2月13日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとう

だらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和7管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について（諮問第466号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和7管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

内容に入ります。ここでは「すけとうだら」、「するめいか」、「ぶり」、「みなみまぐろ」、「くろまぐろ」の順で、魚種ごとに区切って最新の資源評価結果を説明した後、TACの案及び配分の案を説明いたします。

それでは、スケトウダラ4資源の資源評価の結果につきまして、水産機構の上田副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構底魚資源部副部長 では、資源評価結果を説明してまいります。資料は3-2で15ページからとなります。

まず、スケトウダラの太平洋系群から順に説明してまいります。毎年同じ構成の資料となっておりますので、今年の最新の部分だけピックアップして説明してまいりたいと思います。

この資料左上、図1が分布域で、このような太平洋側に分布しているスケトウダラでありまして、その下の図2の漁獲量の推移ですけれども、長期的にはこのような緩やかに減少しているようなトレンドを示しておりまして、直近の2023年漁期は5万8,000トンというような、漁場形成のくないというような状況もありましたが、5万8,000トンという数字でありました。

その右側、図3が漁獲について年齢別に示したものであります。ですので、80年代以降

の推移は、漁獲量の推移と同じように緩やかに減少しておりますが、年齢構成が、以前は0歳、1歳も獲られていたんですけれども、最近はそういった小型のものは獲られていないというのありまして、尾数としては大型に偏っている分、すごく減っているように見えるというような状況であります。

その下、図4、左側と右側に示してありますが、これは漁業依存情報であります。資源量指標値と呼んでいるものでありまして、左側に年齢別に示してあるのは、年ごとの、これは沖底で獲られているスケトウダラのCPU Eを示したものであります。年によって多い少ないがあるんですけれども、3歳が多いと次の年に4歳が多い、その次の年は5歳が多いというような年齢を追えるような傾向となっております。

次、右側の上と下にある二つの図は、沿岸漁業刺網に基づく資源量指標値を示してあります。この沖底や刺網の資源量指標値を用いまして、コホート解析という方法で資源量を推定するんですけれども、チューニングという方法をやりまして、漁獲が少なかったからといって資源量の推定が少なくなならないように、補正をするというようなことをしております。

次、お願いします。

こちら左側の図5が、その結果推定された資源量・親魚量・加入量の推移であります。上のオレンジが資源量です。長期的にはこのような変動を伴いながら推移をして、直近のところは、これまでの中では一番少ないというような状況となっております。

その下の方の、グレーが親魚量の推移でありまして、親になるのは3歳、4歳以降となりますので、大体このオレンジの資源量の推移が三、四年右側にずれたトレンドが親魚量の推移というふうに見ていただければよろしいかと思えます。

そして、青い線が加入量の推移でありまして、加入量は年によって変動が大きいので、このような推移をしております。最近は、平均的にはやや少なめかなというふうにも見えます。

資源量は、2023年は70万トン台、親魚量は41.3万トンでありました。

次、右側、推定された資源を年齢別に見たものが右側の図です。上が尾数、下が資源量です。資源量と同じようなトレンドを年齢別に見ても示しているわけでありましてけれども、最近のところを見ると、この青いところですね、0歳の加入が少ない年が多くなっていて、2018、19年あたりは特に少なかったと。その後少し増えておりますが、過去に比べればそこまで多くはないという結果となっております。

次が再生産関係です。これも例年とほぼ同じ図なんですけれども、長期的にはここに示したようなプロットをしまして、最近5年分が赤で示したものです。なので、青い横の線が平均的な加入を示していますので、それよりは最近5年はちょっと少ないというような結果となっております。

そして、右側の図がMSY等の管理基準値を図で示したのですが、下の表で見ますと、目標管理基準値が22.8万トン、限界管理基準値が15.1万トン、禁漁水準が6万トンで、2023年漁期は親魚量は41.3万トンでした。そして、MSYは17.1万トンとなっております、2023年漁期は、冒頭お話したように5.8万トンでありました。

次お願いします。

神戸プロットでこれまでの推移を見ますと、御覧になっているようになりまして、最近はずっとグリーンのところ、横方向には大きく変動しているんですけども、縦方向にはそれほど変動していないと、低い漁獲圧で推移していたと。2023年は青丸で示したところとなっております。

飛ばして次のページに行ってください。

将来予測の結果であります。左側が親魚量、右側が漁獲量でありまして、黒い線がこれまでの推移、そして緑の線や赤の線がこれからの予測を示しております。平均的には緩やかに横ばいに推移するんですけども、実際にはそれなりに変動を伴って推移するというような予測をしております。漁獲量も同様でありまして、赤い線、漁獲管理規則、 $\beta = 0.9$ だとMSY付近、でも実際の漁獲圧は最近低いんで、それよりは獲れないという予測をしております。

次のページをお願いします。

そのことを表で示すと、こちらの一覧になりまして、TACのベースとなる2025年の漁獲量というのは、下の緑の表の赤で囲ってある2025年のところ、19.3万トンと、これが2025年の漁獲量の平均的な予測値となりまして、それがTACのベースとなるABCという値となっております。

太平洋は以上となります。

続きまして、日本海北部系群を続けてまいります。資源評価のやり方は太平洋系群とほとんど一緒であります。

分布域は、日本海の御覧になるような場所でありまして、その下、漁獲量はこのような推移となっております、直近は前年よりは増加しているものの7,643トンという値であ

りました。

右側が年齢別漁獲尾数でありまして、これも漁獲量と同じような推移であります。その下の拡大した最近のところを見ると、2023年漁期においては、2015年生まれ、2016年生まれ、2018年生まれと、すなわち8歳と7歳と5歳が多かったという結果であります。

次お願いします。

左側の図4が資源量と親魚量の推移であります。おおむね漁獲量と似たような推移をしておりますが、このような推移となっておりまして、最近、2023年漁期のところは、資源量が28.6万トンに増加、親魚量も14.2万トンに増加しております。

右側、図5が、それを年齢別に見たらこうなるという図でありまして、最近のところを見ますと、青いところで見ると2019年と21年に多くて、すなわち2019年生まれと2021年生まれが非常に多かったというような結果となっております、それらの成長によって親の量も増えているということでもあります。

次お願いします。

左側が再生産関係でありまして、全体のプロットは見てのとおりなんですけれども、最近5年分の赤いところを見ますと、少ないところではありますけれども、平均的な青い直線の上にも下にもあると、やや上の方が多いかなというふうに見えますが、そういった推移をしております。

そして、MSYとの管理基準値を表で見ますと、下ですね、目標管理基準値は38万トン、限界管理基準値が17.1万トン、禁漁水準は2.5万トン、これに対して2023年漁期は14.2万トンという結果でありました。MSYは4万4,000トンですけれども、2023年漁期はまだ7,600トンという漁獲でありました。

次お願いします。

神戸プロットですけれども、これも例年とほぼ同じ配置です。2023年が加わりまして、前年よりも資源が増えているので、この青丸のところの現在地というふうになっております。限界管理基準値には2023年時点届いていませんが、漁獲の強さとしてはMSY水準よりも低い、黄色いゾーンにいます。

次のページをお願いします。

将来予測の結果です。左側が親魚量、右側が漁獲です。図の見方は先ほどの太平洋と一緒にありまして、右側、これからの推移、青い線と赤い線を見ると、平均的にはこのように増加をしていきますが、実際にはそれなりに変動を伴いながら増加していくであろうと

いう予測をしております。これに基づきますと、2024年以降も限界管理基準値を上回っているというような予測となっております。

右側の漁獲量につきましては、平均的には緩やかに増加していくと。しかしながら、それなりの変動は実際にあるであろうという予測をしております。

次、お願いします。

それらを表に示すと、こちらのようになりまして、下の表ですね、緑の表、将来の平均の漁獲量の2025年の赤い枠で囲っている $\beta 0.9$ のところを見ますと、2025年の $\beta 0.9$ における平均的な漁獲量は19.7、すなわち1万9,700トンと、これが2025年漁期のABCという結果であります。

日本海北部系群は以上でありまして、続きましてオホーツク海南部について説明いたします。

こちらは、この後、根室海峡もそうですけれども、さきの2系群とは異なりまして、またがり資源と呼んでいるものであります。オホーツク海の北海道からずっとロシアの方まで、またがって分布しております。

その下、漁獲量については、御覧になったような推移をしておりますして、直近年は3.8万トンでありました。その右側、漁獲努力量としましては、オレンジがかけまわし、グレーがオッタートロールと、沖底のものを示していますが、長期的には減少傾向ということは、去年以前から変わっておりません。

次お願いします。

左側、図4、資源量指標値と目標とされる水準ですけれども、資源量指標値としましては、最近、96年以降を示しておりますが、この中ではかなり高いレベルにあるということで、この中の平均水準ですね、青い破線は十分に上回っていたという評価結果でありました。

では、オホーツク海南部は以上で、最後に根室海峡を説明いたします。

根室海峡は、分布域は北海道の羅臼辺りに黄色く示してあるんですけども、その産卵場を中心に獲っています。こちら、ロシア水域などにまたがって分布しているまたがり資源として評価しております。

その下、漁獲量の推移ですけれども、長期的にはこのような変動をしておりますが、直近年は0.7万トンというような結果でありました。

右側、漁獲努力量の推移であります。根室海峡は沿岸漁業について示してありまして、

はえ縄とすけとうだら刺網と。2000年代初めまで、刺網なんかはすごく減少しましたが、その後はおおむね横ばいで推移しているという結果であります。

次、お願いします。

こちらに資源量指標値と目標水準を示しておりまして、資源量指標値としましては、この緑の線ですね。80年代、高いときがありましたが、その後は低いところで変動を伴いながらおおむね横ばいという結果であります。目標水準はこの間の最低値となっております、オレンジが最低値なんですけれども、直近年はそれを上回っていたという評価結果がありました。

では、簡単ですけれども、以上で資源評価の説明を終わります。

○資源管理推進室長 続きまして事務局から、これら4資源の令和7管理年度、令和7年4月から令和8年3月までのTACの案及び配分の案について説明をいたします。資料につきましては41ページ、資料3-9からとなります。

まずは「すけとうだら太平洋系群」です。TAC設定の基本的な考え方です。令和2年度に開催された資源管理方針に関する検討会の取りまとめを踏まえまして資源評価結果と、この漁獲シナリオから導かれるABCをTACとします。

より詳細に話しますと、資源評価結果として、令和7管理年度の資源量の予測値が出てきます。また、令和7管理年度の親魚量の予測値と漁獲シナリオから漁獲の強さが出てきますので、これと令和7管理年度の資源量の予測値を乗じることで、ABCが算出され、この範囲内でTACを設定します。

その結果としての「すけとうだら太平洋系群」の令和7管理年度のTACの案は1の(3)にあります19万3,000トンとなります。

1ページおめくりください。

配分の考え方です。この資源につきましては、来遊のいろいろな状況等、何かあったときのための備えということで、留保を取ることとしておりまして、令和7管理年度については2万2,000トンその数量としたいと考えています。配分につきましては、過去3か年、具体的には令和2年から令和4年までの漁獲実績の比率などを用いて、大臣管理区分及び都道府県に配分を考えています。

その結果といたしまして、次の43ページにあります数字になります。全体が19万3,000トン、留保が2万2,000トン、大臣管理区分の沖合底びき網漁業で9万9,800トン、北海道で6万9,100トン、あと分布域にあります青森県、岩手県、宮城県、茨城県については現

行水準となっております。以上が「すけとうだら太平洋系群」のT A Cの案及び配分の案です。

続きまして、「すけとうだら日本海北部系群」についての説明です。資料につきましては45ページ、資料3-10をお願いいたします。

設定の考え方については同様です。資源評価の結果、また、こちらにつきましては資源再建計画を定めていますので、この資源再建計画の下で、漁獲シナリオから導かれるA B CをT A Cとします。その数量は、1の(3)にあります1万9,700トン令和7管理年度のT A C案として今回提案をしております。

ページをおめくりください。

配分の考え方です。この資源につきましては、過去3年の、令和2年から令和4年までの漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分と都道府県に配分することを提案しています。

その結果としての配分の案は、次の47ページにあります。沖合底びき網漁業に1万3,200トン、北海道に6,400トン、また分布域にあります秋田県、山形県、新潟県については、資源管理基本方針の定めます基準に従って現行水準としております。

以上が、「すけとうだら日本海北部系群」のT A Cの案及び配分の案です。

続きまして、「すけとうだらオホーツク海南部」です。資料につきましては、49ページ、3-11をお願いいたします。

前2つの資源と違いまして、この資源は、いわゆるまたがり資源というものでして、T A C設定の考え方も近年の最大漁獲量を考慮して算定された数量とするという、また違った考え方を採用しています。その結果として、令和7管理年度のT A Cの数量は5万8,000トンを事務局として提案しています。

ページをめくっていただきまして、配分の考え方については、過去3か年、令和2年から令和4年までの漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分、都道府県別に配分することを提案しています。

その結果としての配分の案につきましては、次の51ページとなります。5万8,000トンのうち、沖合底びき網漁業が5万7,900トンと、北海道については、数量ではなくて現行水準ということの配分になります。以上が、「すけとうだらオホーツク海南部」の漁獲可能量及び配分の案です。

すけとうだらとしては最後になります。「すけとうだら根室海峡」のT A Cの案及び配分の案です。資料につきましては53ページの3-12です。

設定の考え方、こちらもまたがり資源と呼ばれているものでございまして、T A Cの数量は近年の最大漁獲量を考慮して定めるものとしています。その結果として、令和7管理年度のこの資源のT A Cは1万5,000トン进行提案をしています。

ページをめぐっていただきまして、配分の考え方です。この資源については、令和2年から令和4年までの漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分することを提案しています。

その結果としての配分の案は、次の55ページになりまして、北海道が1万5,000トンの配分を受けるといふ形になっています。

以上が、すけとうだら4資源につきましてT A Cの案及び配分の案の説明となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいま御説明いただきました「すけとうだら」につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

及川委員。

○及川委員 質問です。漁獲の実績と、先ほど出た話と連動するんですけども、T A Cの設定と漁獲が、全然T A Cに届かないような実績で、今度の新しい年度もやっぱり同様に続けるようにちょっと見えてしまっているんですけども、その辺はどういう感じなのかというのを教えていただきたいんですが。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 及川委員、ありがとうございました。

T A Cの設定の考え方として今回提案しているものは、従前と一緒にございまして、A B Cの範囲内で設定するといふところで、その中の最大値をT A Cの数量としています。他方、その結果として、委員御指摘ありました実際の漁獲とA B Cとの間に乖離があるといふのは、それは事実としてはそのとおりでございまして。いずれにしましても、設定の考え方としては、先ほど説明した内容で引き続きやっております。

○及川委員 ありがとうございます。

ただ、いろいろ、自然保護団体の方とかが、日本のT A Cといふのは、実際の漁獲よりはるかに高くて意味をなしていないんじゃないかみたいなことを言う方がいるのに対しては、そうだとは思っていないんですけども、今まで関わっていないこのスケトウダラを

見ても、かなり乖離があるのかなというところは、今後、何かもうちょっと違う方向に行くのかだけ教えてください。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 特にこの系群については、来年度ですか、ステークホルダー会合で、資源評価の目標や漁獲シナリオの見直しの議論を行いますので、是非そういうの中で、いろいろとまた問題提起とか、もし何か御提案があれば、そういうことも歓迎したいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○及川委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

佐々木委員。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。

質問というか、単なる疑問なんですけれども、「すけとうだら日本海北部系群」において、親魚量が限界管理基準値を下回っている状態で、今後の漁獲シナリオでは、2031年に目標管理基準値を上回る確率5%で設定されている。この過去の令和2年度の検討会の内容がちょっと私、分からなくて、その御説明を頂きたいなと思いました。よろしく願いします。なぜ5%でいいのかが分かりません。

○山川分科会長 魚谷部長。

○資源管理部長 私自身、この「すけとうだら日本海北部系群」含めて、新しい漁業法に基づくTAC制度に移行したときに室長をやっていましたので、ちょっと記憶が曖昧なところはあるかもしれませんが、こちらについては限界管理基準値を下回っていて、当時の目標達成確率がどうだったかというのは、ちょっと記憶が曖昧なんですけど、正に先ほど議論した資源再建計画を策定するに当たって、10年後の目標達成確率が当時も数%だったと思います。ですので、目標達成というのは50%で見るとは思いますが、当時、確か $\beta$ をゼロにしても、10年後の目標達成確率は確か数%ぐらいだったと記憶しています。

つまり、先ほどの議論で言うところの再建計画の定め方の中で、いかなる措置を講じても10年後に目標管理基準値が達成できない。要は、50%を基準として見れば達成できない、という位置付けとなり、そのときに、再建計画の内容として目標管理基準値を達成するための期限は10年以上を設定して、確か20年になっていたかと思いますが、そのときの暫定管理基準値としては限界管理基準値を用いましょうという、そういう整理になったと、その結果として $\beta = 0.9$ が選ばれて、それで、今、管理をしてくれていると。ですので、

現状の管理としては、管理の開始当初から10年後に限界管理基準値を50%を超える確率で上回らましようという線引きで $\beta$ が選択されて、今に至っていると。

先ほどの議論との関係でいいますと、そういう中で、資源としては、神戸チャートを見ただくと分かると思いますけれども、どんどん回復をしてきていて、これが近々見直しをする際に、そこから10年後の目標達成確率でいくと、 $\beta$ をすごく下げれば、10年後に目標管理基準値を50%以上の確率で上回るという $\beta$ が出てくると。ただ、その場合に0.9からかなり下げなきゃいけないということになるだろうというような見通しがありまして、その場合に、要は、資源状況が再建計画によって回復したのに、管理措置としては厳しくなるというのがどうなのか、そこは管理の継続性とか妥当性から考えるとなかなか厳しい話になるだろうというふうに思っております。そういう中で、別紙1の規定も、要は、達成確率が出てきたんだから、がんと $\beta$ を下げますよということには必ずしもならないような手当てというのは必要なだろうと、我々としては思っているということでございます。

以上でございます。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。

つまり、先ほどの議論で言うと、漁業の継続性を考えたときに、0.9に $\beta$ を置くのがよいという判断だったということですね。

○資源管理部長 すみません、これを開始した当時の話としては、正に $\beta$ をゼロにしても、10年後に目標管理基準値を50%以上でというのは、そういう $\beta$ はゼロにしてもできないので、正に改正する前の、要は現行の別紙1の規定に基づいて、目標管理基準値を目指す期間は10年以上に設定をして、まずは暫定目標として暫定管理基準値、限界管理基準値を50%以上の確率で目指しましょうということで $\beta$ を選択したと。それでこれまでやってきて、資源は回復をしてきていると。

回復して5年たって、このシナリオを見直すときにどうするのかということですが、要は、資源状況がよくなって、回復をした結果として、 $\beta$ を下げるというところについてはどうなのかということもあると。ただ、この先5年間どうするのかという見直しについては、来年度行うことになりましても、その際にどういう $\beta$ を選択するのかということについては、正に目標をどうするのかということも含めてになりますけれども、今後のステークホルダー会合の中で議論をしていくということです。

ですので、現行の $\beta$  0.9については、当時の考え方として、10年間で目標管理基準値を

50%以上の確率で上回る見込みが、要は、10年禁漁してもないということで暫定目標を立てて、暫定目標との関係で $\beta$  0.9が選択されたということが事実関係としてはございます。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。

ちなみに④に、10年たった2041年に少なくとも50%の確率で目標管理基準値を上回るよう、シナリオの検討を進めるということがありますので、一応、今はその路線なのかなというふうには考えております。ありがとうございます。

○山川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 本来であれば質問も何もなかったんですけども、今の話で、回答の中で、当初38万トンという数字を、望んでいたのか望んでいないのかという、こんなに増やしてどうするんだという議論があったんです。それは、38万トンなんか誰も獲ったこともないし、見たことがない数字が目標値に当初上がってしまったわけですね。ただ、それはそれで決まったものですから、その数値としてやっていきたいと思います。

確か限定管理基準値も、10年で17万トンに行くという計画でやったんです。それが漁業者がある程度獲り控えをしたということで、5年間でこの目標数字に近づくだらうと、オーバーするだらうというような形の、割と資源的には増えてきたという形です。

ただ、それを今後、38万トンを直接持ってこられてしまいますと、獲る魚がなくなってしまうと。 $\beta$ の0.1とか0.2にならないと、5年間で38万トンにはならないような状況。なぜそれを危機感を感じるかという、やはり経営の問題もありますし、今、たくさんのいろんな魚の部分がTACになってきていますよね。このスケトウダラが獲れなければ、獲ることができなければ、違う魚種、ホッケだとかカレイだとかに圧力を掛けなきゃ駄目だ。経営の中でなってしまうわけです。

そういうものを含めた中で、全体のものを見ていただきながら、今度、来年この議論になるはずなんです、これから徐々に皆さんとステークホルダー会議を開きながら、今後どのような形で増やしていくのかという議論をしていくということなので、御理解を頂きながら進めていっていただきたいなと思います。

○山川分科会長 他にいかがでしょうか。ウェブで御参加の委員の方もよろしいでしょうか。

では、特にございませんでしたら、すけとうだらにつきましては原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それからあと、すけとうだらについては漁獲可能量の変更と配分数量の変更に関しても事務局から資料の説明があるということですので、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 推進室長です。

資料につきましては13ページ、別紙2をよろしく願いいたします。

令和7管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等についてです。

背景を申し上げます。これまで、「すけとうだら太平洋系群」、また、「すけとうだら日本海北部系群」のTACの変更であったり配分数量の変更のうち、行政庁の恣意性のない機械的な変更にあたると思われる場合については、事前に水産政策審議会の意見を聞いた上で同意を頂き、事後報告で対応するという運用をさせていただいてきたところです。

具体的には、「すけとうだら太平洋系群」については、あらかじめ定められた、資源評価対象海域の外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したとみなす要件に合致した場合に、TACに1万トンの追加などを行う、いわゆる大量来遊ルールが発動したときの数量の変更。二つ目は、「すけとうだら日本海北部系群」について、数量明示の都道府県であったり大臣管理区分における前の管理年度の未利用分を、TACの5%を上限として翌管理年度に繰り越すときの数量の変更。三つ目は、両系群に共通しますけれども、都道府県の間又は大臣管理区分と都道府県の間で当事者の合意によって行う数量の融通に伴う数量の変更。この三つを、事前に水産政策審議会の意見を聞いた上で同意を頂き、事後報告で対応させていただく、そういった運用をしているところです。

今回、令和7管理年度が始まるに当たって、この三つについてはこれまで同様に事後報告で対応させていただきたく、本日この分科会の同意を頂きたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々もよろしいですか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「するめいか」について事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 まずは最新の資源評価結果について、冬季発生系群、秋季発生系群の説明を水産機構の大島部長からよろしくお願いいたします。

○水産機構浮魚資源部長 それでは、スルメイカについての資源評価結果を説明させていただきます。

順番でいくと資料3-6になりまして、スルメイカの秋季発生系群の方から参ります。

図1、こちらが分布域です。秋季発生系群、言い方を変えると、日本海北上系群というのがもうちょっと生物の特徴を表しているのかなと思いますけれども、秋季発生系群と呼んでいます。産卵場は東シナ海から西部の日本海に広がっていると。産卵して発生して、その後、海流に乗って日本海を北上すると。産卵に向けて、今度また産卵場に向かって南下するという回遊のパターンがございます。

図2に本資源の漁獲量の推移を1979年から示しておりまして、当初は日本と韓国による漁獲であったと、青色のヒストグラムで示しております。2005年以降、これは中国の平たく言うと違法漁獲になるんですね。こちらは統計値がないというところで、いろいろな情報ソースを使って、年間15万トンを獲得しているという仮定を置いています。ただし、近年においては出漁数が減ってきているという観察値もございますので、それに基づいて仮定値も引き下げているというものでございます。全体的な変動を見ますと、80年代に漁獲量は減少して90年代に増加、その後、高位で安定しているんですけども、特に近年、漁獲量が非常に下がってきているという特徴でございます。

図3、資源量・親魚量についての資源評価の結果でございます。資源量というのは、まずは生まれて資源として入ってきた量で、親魚量というのは、漁期を通して生き残って産卵場に行ったものと考えてよいかと思えます。

まず資源量なんですけれども、オレンジ色で示したものでございますが、漁獲量の変動とよく似ておりまして、90年代に非常に増えていくと。その後、2010年代まで高い水準で上下して、その水準が維持されていると。その後、2015年以降、非常に著しい減少がありました。こちらに関しては親魚量についても同じです。特に近年ですけれども、最後の3年を見ていただきたいんですけども、例えば資源量ですね、3年連続で資源評価期間中の最低値を下回るような形でどんどん減少していくと。こちらがスルメイカの秋季発生系群の特徴でございます。

スライドが変わりまして、スルメイカ秋季発生系群の②です。

こちらについては、再生産関係についてまず説明いたしますと、親子関係を示しております。まして、本系群に関しては、ベバートン・ホルト型の再生産関係が適用されております。最初にちょっと説明が抜けてしまいましたけれども、今年度、新たな目標管理基準値あるいは新たな漁獲管理規則を決める年でございます、すなわちこれらが更新されたという年であります。

近年の特徴なんですけれども、青色で示したカーブというのが平均的な親子関係を示したものです。それぞれの年の観察値が曲線の周りではばらつくわけなんですけれども、2023年とマークが入っていますが、特に近年3年、非常に下振れした加入ですね、期待されたよりもかなり悪い加入が起きているというのが、近年最後の3年というんでしょうか、特徴でございます。

この再生産関係を使って計算いたしました管理基準値というのが表にまとめてございまして、目標管理基準値としては25.5万トン、限界管理基準値としては12.3万トン、禁漁水準としては0.9万トンというものを提案しております。2023年漁期の親魚量というのは9.0万トン、すなわち禁漁水準を上回るが限界管理基準値を下回るという状態でございます。

それでは、資料のページが変わりまして、スライドでいうと③、神戸チャートについて見てまいります。

神戸チャートなんですけれども、歴史的に緑のゾーン、赤いゾーンあるいはたまには黄色いゾーンに入っているというものでございます。近年の状況ですね、2020年では緑のゾーンに入っていたんですけれども、その後、21年、22年、23年と、漁獲圧としては目標値を下回っているんですけれども、親魚量としては目標管理基準値を下回ってきたと。現在では、最後のプロット、2023年については青丸が付いてはいますがけれども、こちらは限界管理基準値を下回ったという結果を示しているというものでございます。

この資源評価の結果を使いまして、将来予測を行ってまいります。将来予測の結果について簡単に説明いたします。

一つページが変わりまして29ページ、スライドでいうと⑤です。こちらが将来予測の結果を要約したものでございます。上が将来の親魚量、下が将来の平均漁獲量というのを示しております。

重要な結果としては、右側にある黄色い部分、紫色の部分あるいはオレンジ色の部分で示したパーセンテージですね。それぞれ黄色のものというのは、管理を開始してから5年

後に限界管理基準値を回る確率、一つ飛んでオレンジ色は、管理を開始してから10年後に目標を上回る確率というのを調整係数に合わせてそれぞれ示しているというものでございます。

当初、研究機関として提案いたします調整係数 $\beta$ というのは、5年後に限界、10年後に目標を回る調整係数 $\beta$ 、すなわちそれというのは0.35以下であるというのを提示しております。そして、ステークホルダー会議などを通しまして、今回、スルメイカに対して適用されております暫定的な目標に関しては、10年後に限界管理基準値を上回る確率、すなわち真ん中にある紫色の部分ですね、これで見ますと、10年後に上回るのは、50%以上となるのは、調整係数が0.65の場合というものになります。それで、例えば下の表、0.65で2025年の平均漁獲量を見ますと2.6万トンになるというものになります。

以上が、簡単ですけども、秋季発生系群についての説明となります。

次は冬季発生系群、資料3-7に基づいて説明いたします。

まず図1、分布域です。こちらは産卵場が東シナ海にあります。その後、産卵、発生して、大部分の個体というのは太平洋側を北上していきます。すなわち先ほどの秋季発生系群に対すると、こちらは太平洋を北上する群だと言えるかなと思います。夏の間、広域で過ごしまして、その後、日本海を通過して産卵場に帰っていくという回遊パターンを持っています。

漁獲量の推移、図2に示しております。漁獲をする国は日本、韓国、ロシア、中国となっております。それぞれの合計値が緑色の線で示されておまして、全体的な変動としては、先ほどの秋季発生系群に近いんですけども、90年代に漁獲量が大きく増加、その後、2010年代中頃まで高い水準が続きまして、2015年以降、16年以降、漁獲量が大きく減少していくという結果となっております。

資源評価によって推計されました資源量・親魚量の結果を図3に示しております。オレンジ色が資源量、藍色が親魚量を示しております。それぞれの解釈としては、先ほど秋季発生系群で説明したものと一緒ですけども、全体的な変動としては、資源量・親魚量ともに同じような変動をしておまして、90年代から2010年代中頃まで高い水準で毎年変動すると。2015年以降、資源量・親魚量ともに大きく減少して、秋季発生系群と異なるのは、一気に落ちてしまって、その後低空飛行が続いているという変動となっております。こちらが資源量と親魚量についての説明となります。

スライドが変わりまして、スライドの②です。

再生産関係、親子関係について見てみます。こちらの系群に関しても、ベバートン・ホルト型の再生産関係、図で言いますと青い太い曲線、こちらが求められております再生産関係で、それぞれの年というのは曲線の周りではばらつく。こちらも秋季発生系群と同じような状況なんですけれども、直近年というのは、期待される量、青線よりも低い下振れした加入が続いているというのが本資源の状況でございます。

この再生産関係によって得られました、計算しました管理基準値は以下のとおり、すなわち目標管理基準値案としては25.5万トン、限界管理基準値案としては14.5万トン、禁漁水準案としては1.6万トン、2023年漁期の親魚量というのは4.2万トンですので、どこにあるかと言いますと、禁漁水準よりも上ですが、限界管理基準値案は下回っているという資源の状況でございます。

これを具体的に示したのが、次のページのスライドの③で示しました神戸チャートです。先ほどの秋季発生系群とはちょっと全体的な特徴が異なっていて、漁獲圧としては、目標とする水準を基本的には上回っちゃっているというような歴史的な変動になっているというものでございます。特に近年に関しては、漁獲圧に関しては目標とする水準を下回っている状況ではありますが、親魚量としては限界管理基準値を下回っているという状況でございます。

最後に、将来予測の結果について説明いたしますと、33ページ、スルメイカの⑤のスライドとなります。

色の説明は先ほどと同じです。まず、5年後に親魚量が限界管理基準値を上回る確率と、10年後に目標を上回る確率を両方見ていきます。それぞれ両方とも50%以上達成するものというのは0.05、すなわちこれが研究機関として当初提案した調整係数 $\beta$ となります。議論を経まして、新たに設定しております目標というのは、10年後に限界管理基準値を上回ると。これで見ますと、50%を上回るのは調整係数 $\beta$ が0.5のとき、こちらであれば10年後に限界管理基準値を上回ることができると。50%以上の確率で上回ることができるといふものでございます。では、この調整係数 $\beta$ が0.5のときの2025年の漁獲量を見てみますと、こちらに関しては非常に低いんですけれども、0.6万トン、6,000トンという結果となっております。

以上、簡易版を更にかいつまんでみましたが、スルメイカの結果の説明となります。ありがとうございました。

○資源管理推進室長 続きまして事務局から、令和7管理年度、令和7年4月1日から令

和8年3月31日の「するめいか」のTACの案及び配分の案について説明します。資料につきましては、57ページ、資料3-13をよろしく願います。

まず、TACの案です。設定の考え方については、先ほどの「すけとうだら日本海北部系群」、「すけとうだら太平洋系群」と一緒です。

ステークホルダー会合での取りまとめを踏まえて、資源評価結果と、こちらは先ほど資源再建計画を立てましたところ、この資源再建計画の下で資源管理方針に定めます漁獲シナリオから導かれたABCの範囲内でTACを設定します。

この漁獲シナリオの概要ですけれども、資源再建計画の下で、目標管理基準値は定めつつ、まずは暫定管理基準値を令和16管理年度までに50%以上の確率で達成できるように漁獲圧力を調節しましょうと、そういった漁獲シナリオになっております。それぞれの系群について、親魚量の予測値と漁獲シナリオから漁獲圧力が出てくるということです。それと資源量の予測値からそれぞれの系群のABCが導かれます。

この資源の特徴といたしましては、資源評価としては、秋季発生系群、冬季発生系群ということで実施をしていただいているところです。管理においては、これらの系群の産卵場のかなりの部分が重複しているほか、この分布域や分布の時期も広く重複があること、系群別に即座に正確な仕分を行うことが困難であることなどを踏まえて、当面の間としては一体として管理をすることが妥当であるとの考えの下、両系群のABCを合計し、さらに、この資源については、資源評価対象水域が日本の排他的経済水域を越えていますので、過去の実績に基づいて、6割、60%を日本分のABCとしています。TACは日本分のABCの範囲内で設定します。

その結果として、令和7管理年度のTACの数量は1万9,200トンを提案しています。

1枚めくってください。次は配分の考え方です。58ページです。

TACの35%を国の留保とします。この後で別の資料を用いて、35%とした背景について説明します。

その上で、過去3か年、この資源については、令和3年から令和5年までの漁獲実績の平均値に基づく比率などを用いて、大臣管理区分と都道府県別に配分することとしました。

その結果としての配分の案が59ページになります。全体としては1万9,200トン、大臣管理区分は、沖合底びき網漁業が2,600トン、大中型まき網漁業が600トン、大臣許可いか釣り漁業が2,300トン、小型するめいか釣り漁業が2,800トンとなっています。知事管理分につきましては、北海道、富山県が数量を明示して配分されています。それぞれ北海道が

1,300トン、富山県が700トンとなっています。留保の数字につきましては6,700トンとなっています。

ここで参考として、61ページから、「スルメイカの資源管理について」という資料を用意しました。こちらは、2月4日に行われましたTAC設定に関する意見交換会において私どもが使った資料です。

まず、ステークホルダー会合の取りまとめです。全部で五つ取りまとめがありまして、特にTAC設定に関係するものとしては、赤囲いで囲った部分になります。

一つ目が、目標及び漁獲シナリオは選択肢Dとする。Dについてはこの下に掲げております表をご覧ください。ただし、シナリオが想定していないよい加入が発生していると判断される場合のTACの数量変更について速やかに対応するというにしています。

二つ目は、TACの内訳、つまり当初配分と留保、また留保からの配分ルールについては、令和7年1月下旬、当時は1月下旬を想定しておりましたTAC意見交換会に向けて数量明示配分の大臣管理区分と道県の関係者と調整することになりました。

その他のものとしては、今日、前半でもいろいろ議論がありました資源評価については、理解の醸成と内容の改善を図るためにステークホルダーが集まって、自由に意見交換を行う場の設定を検討するというのと、また、沖合底びき網漁業の情報を含めて、新たな資源指標を資源評価に反映するとともに、中長期的課題として新たなモデルの導入を検討するなど評価の改善に取り組むことと、こういうことが取りまとめに含まれたところです。

では、1枚めくっていただきますと、まずは留保の数量を決めるに当たっての考え方がなります。私どもが着目した点は、2点あります。1点目は、1.92万トンというTACの数字を過去の漁獲実績との比較です。令和5年度、これが過去最低の漁獲実績だった管理年度でありますけれども、そのときの漁獲実績は1万5,700トンでした。このときは上回っているものの、令和3年から5年度の3か年平均の漁獲実績と比べるとは下回っている状況にありました。加えて、今行われている令和6管理年度の漁獲量の見込みと比べても、このTACの数量というのは下回っていると、そういう分析をしました。2点目は、スルメイカの漁業の特徴です。大臣管理区分、また都道府県によって、盛漁期、最も獲れる時期は異なっており、さらに、獲れる年の変動が大きいと、そういうところに着目しました。

それを踏まえると、私どもの大きな方針としては、留保の数量をある程度余裕を持って確保したいと。それに加えて、枠の消化が進んでいる配分数量が明示された大臣管理区分や道県に対しては、期中に迅速に配分ができるようにし、更に現行水準の都府県における

目安数量を超える漁獲の積み上がりを吸収できる仕組みが必要だと考えました。

以上から提案をしたのが、漁獲の実態その他の事情を勘案して、留保の割合が35%、数量でいうところの6,700トンとなります。また、全体的に漁獲量が積み上がるような場合においては、良好な加入が発生したときのTACの数量の見直しの仕組みで対応することとしました。

続きまして、留保からの配分ルールです。こちらは、次回、3月に予定されております水産政策審議会で、これを基にして準備する資源管理基本方針別紙2の変更案をお諮りする予定です。意見交換会では、ここに示した考え方を説明をしたところです。

配分ルールとして、三つの内容を定めました。

一つ目です。あらかじめ資源管理方針に定めたルールに基づいて配分を行います。これは75%ルールといいまして、大臣管理区分、道県ごとに見て、漁獲の積み上がり配分された数量の75%に達したらあらかじめ定められた計算式に則して算出する数量を留保から追加で配分し、資源管理分科会には事後報告するルールです。ただし、管理年度の末日までに留保が不足すると見込まれる場合はこの限りではありません。

また、留保からの配分による漁獲によって、過去3年間、令和3から5管理年度の最大の漁獲実績を超えて漁獲された数量については、令和10管理年度以降におけるTACの配分の基礎とされる漁獲実績から除外するということとしました。これは期中にたくさん獲れた漁獲の実績と、それに基づく当初の配分というところで少し段階を設ける考えの下で入れたルールです。

二つ目としては、期間別の留保からの配分数量の合計に上限を入れました。大臣管理区分、都道府県によって、スルメイカが最も獲れる時期というのは違っております。後半に盛漁期が訪れるプレイヤーにとってみれば、心情として、前半にどんどん使って留保がなくなってしまうことに対して、非常に不安感、懸念があります。そこに応えるために、8月末までに留保から配分する数量の合計の上限は当初の半分の数量、3,350トンとするというルールを考えたところです。

三つ目です。こちらは、数量が明示された大臣管理区分や道県に対して、一度に留保から配分する数量に上限を設けましょうというルールです。この背景としては、一度留保から配分された数量というものは、結局使わなかったので留保に戻すということがTAC管理の仕組み上非常に困難です。配分された数量が未消化になってしまうというのは、特に少ないTACの中では非常にもったいないことですので、一度に出す数量を、予測される

漁獲量とその時点の配分量との差若しくは当初配分量の半分のうちいずれかの小さい量とするルールを考えたところです。日別漁獲が即時に把握できない場合においては当初配分の25%を出すということとしました。ここで強調しておきたいのが、留保からの配分を繰り返し行うことは可能です。1回に出す数量を、配分した数量が未消化のまま管理年度を迫る状況を極力少なくしたいので、それに上限を設けたと、そういうことです。

以上が留保からの配分ルールです。こういうことをステークホルダー会合の取りまとめを踏まえて、関係する大臣管理区分、道県と議論させていただいた結果として、水産庁から発表したものです。

最後になります。こちらは良好な加入が発生していると判断する場合のTACの数量の変更ということで、先ほどの資源管理基本方針の変更のところで説明しましたので割愛させていただきます。こういったもの規定を資源管理方針に盛り込むということをアナウンスしました。

もう一点、「するめいか」については報告事項があります。資料3-14、65ページになります。こちらは配分に用いる漁獲実績の考え方等について説明したものです。

まず背景から説明しますと、TACの配分については、直近3か年の漁獲実績のシェアの平均値、これを基本シェアと私ども呼んでおります。これを算出して、これを3か年（管理年度）にわたって用いることを基本としています。これは多くの他のTAC資源でも同様です。

今回、令和7～9管理年度のTACの配分に用いる基本シェアを算出したところです。算出の考え方は2で示しています。

骨格は従前と変わってございません。令和7管理年度の開始時点で利用可能な直近3か年の年である令和3年から令和5年までの漁獲実績、暦年の実績を用いました。また、漁獲実績は都道府県、大臣管理区分ともにTAC報告を用いることを基本としました。超過した数量は漁獲実績には算入しません。最後は毎年全体に占める比率を出して、その3年の単純平均したものを基本シェアとしました。

続いて、TACの配分についてです。こちらも従前と変わっておりません。基本的には基本シェアを用いますが、数量を明示する管理区分間で操業とか漁獲の実態を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重して、それに基づいて配分します。

最後になります。4番、その他です。こちらが、先ほどのTAC意見交換会で水産庁が説明した内容と直結するものです。令和7から令和9管理年度の各管理年度において、国

の留保からの配分によって、一つの都道府県の漁獲量の累計がその都道府県の令和3から令和5管理年度までの漁獲実績の最大を超える場合、また同様に大臣管理区分においても、そういったそれぞれの年の漁獲量の累計が令和3から令和5管理年度の漁獲実績の最大を超える場合には、超えた分の数量については、令和10管理年度以降の基本シェアの算出に用いる漁獲実績から除外するというをここで記載しました。

以上が、「するめいか」につきまして令和7管理年度のTACの案、配分の案、またそれに付随します次の水産政策審議会でお諮りします留保からの配分ルールの頭出し、最後は配分に用いる漁獲実績の考え方等についての説明です。どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、「するめいか」につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々はいかがですか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「ぶり」について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

まずは最新の資源評価結果につきまして、水産機構の大島部長から説明をお願いいたします。

○水産機構浮魚資源部長 ありがとうございます。

それでは、資料3-8に沿って、ブリの資源評価について説明させていただきます。

ブリなんですけれども、日本と韓国が漁獲をしております。韓国が10%から15%ぐらいのシェアを持っているというところです。

まずは本州の分布です。本州の分布は、皆さん御存じのとおり日本全域的にいます。一部は韓国の、いわゆる朝鮮半島の方にも来遊するというものでございます。産卵場なんですけれども、東シナ海に大きな産卵場がございまして、それに加えて日本海沿岸域あるいは太平洋側沿岸域にも産卵場が形成されるというものでございます。

図2の漁獲量の推移を見てまいりますと、この図のスタートが1994年で、最後は2023年

ですけれども、2000年代の中頃以降、漁獲量が大きく増加していきまして、近年では12万トンぐらいのところで全体的に推移しているというものでございます。2023年は漁獲量は11.4万トンでした。

資源評価は、年齢構成を持った資源評価、いわゆるVPAによって資源評価を行っております。図3というのは、その資源評価でインプットとなる重要なデータ、年齢別漁獲尾数というのを年ごとに示しております。

ブリの資源評価なんですけれども、モジャコもその評価の中に含めております。全体的な特徴なんですけれども、漁獲としては0歳、1歳の漁獲が全体のかなりの大きな部分を占めていると。7～9割を占めているというものでございます。

スライドが変わりまして、同じページです。スライド2番に移ります。資源評価の結果となります。まずは年齢別の資源量について見てまいります。

年齢別の資源量を、モジャコに関しては黒線で推移、他の0歳後期以降はそれぞれの積み上げグラフで示しております。今、0歳後期と申し上げましたけれども、先ほど言ったとおり、モジャコも資源評価の中に含めておりまして、現在の資源評価の設定では、0歳の最初の半年がモジャコ期、いわゆるモジャコとして漁獲される分、漁獲されて養殖に使われる。0歳後期以降から、いわゆる食べるための漁獲の対象になっていくというもので、鮮魚としての漁獲になるというものでございます。

全体的な年齢別の資源量、重量単位で見た場合、やはり0歳、1歳の占める割合というのは、全体の半分ぐらいを占めているというものでございます。資源評価の最高齢は3歳以上、3プラスとなるんですけれども、2010年以降その割合が増えていくわけですけれども、特に近年、2021年、22年、23年とその割合が増えていっているということが分かるかと思えます。

その加入量、子供として資源に入ってきた量と親がどれぐらいの推移なのかというのを図5に示しております。青いバーが加入量、黒線が親魚量の推移を示しています。2010年代から最近までは加入量が高い水準を保っていたんですけれども、最後の3年、少し加入が悪くなってきていると。ただし一方、親魚量の推移を見ていきますと、資源評価期間中、全体的にはずっと増加をしているわけですけれども、特に最後の2年ですね。2022年、2023年ともに非常に高い水準にあるという状況が続いております。

それでは、ページが変わりまして、図6、再生産関係について見ます。後ほど言及することになりますけれども、暫定的な目標管理基準値というのがブリに対して適用されてい

ます。その基になるものが再生産関係になるわけです。

ブリの再生産関係には、リッカー型の再生産関係が適用されております。特徴を申し上げますと、まず適用されている推定された再生産関係というのは、青い太線で示したものが平均的な推移を示しているということでございまして、特徴としては、18万トンぐらいですね、このときに加入量がピークになるわけですね。それを過ぎると、20万トン以上になっていくと緩やかに減っていくと。つまり何を示しているかといいますと、この再生産関係というのは18万トン辺りのところにピークを持っていると。ここが、この後話を言及しますけれども、暫定的な目標管理基準値の根拠になっていくという部分でございまして。

まずは、一般的に言いますMSYに基づく管理基準値について見ますと、この表で取りまとめられておりますとおり、目標管理基準値案としては22.2万トン、限界管理基準値案としては6.9万トン、禁漁水準案としては0.9万トン、最終年、2023年の親魚量ですけれども、目標管理基準値には、今一番最高レベルに高いですけれども、まだ届いていないと。2万トン弱届いていない状況ですけれども、目標管理基準値を下回るというものでございまして。

それでは、神戸チャートについて見てまいりますと、同じページのスライド4です。左側、図8が神戸プロットとなります。

資源評価の全体期間中、94年以降の全体的な傾向を見ますと、御覧になって分かりますとおり、ずっと赤い部分にあるわけですね。ただし近年、少しこの漁獲圧が低下してきているというのがありまして、特にこれは2021年ですね。2021年に関しては、目標とする漁獲圧を下回る、下回る方がポジティブな情報なわけですけれども、下回っていたというものでございまして。

これが神戸チャートについての説明となりまして、将来予測の結果です。まずは37ページのブリ⑥のスライドを御覧ください。

まずは、MSY基準で見ます。管理目標としては、10年後に目標を50%以上の確率で上回ると。それを実現する調整係数 $\beta$ というのは、黄色の部分を御覧になってください。ちょうど0.95ですね。0.95のときに、非常に高い確率です、75%以上の確率で目標を上回るといふ将来予測の結果になっております。ちなみに参考情報として申し上げますけれども、調整係数が0.95のときは、表2に示した将来の平均漁獲量ですけれども、9.2万トンの漁獲というのが平均値として計算されております。

それでは、ページをめくっていただきまして、ブリ⑦、こちらがメインのパートになる

といいたいしょうか、暫定目標管理基準値についての説明となります。

先ほど申し上げましたとおり、今、ブリに適用されていますリッカー型の再生産関係では、18万トン辺りで加入量が最大になると申し上げましたけれども、厳密に計算すると、下の表で示したとおり、これはなかなか難しいんですけれども、SBRmaxと今呼んでいます。なかなか覚えづらいかもしれませんが、加入量が最大になる親魚量という意味でございます。これが厳密に計算すると17.9万トンになるというものでございます。

では、これを最終年の資源親魚量の水準に照らし合わせてみると、2023年の親魚量が20.5万トンですので、このSBRmax、加入量が最大になる親魚量を上回っているという結果になるというものでございます。

先ほど示しました神戸プロットの中に、この加入量最大基準を組み込んだのが図12でございまして、色では示しておらず、図中にオレンジ色の縦線、横線を示しております。オレンジ色の縦線が加入量最大の基準に対応する親魚量、横棒というのは加入量が最大になる親魚量を維持するような漁獲圧、ちょっと説明が長いですが、それに対応すると。全体的な動向を見ますと、2018年、2017年、そして2023年、22年というのが、例えば親魚量で見た場合の目標とする暫定目標を上回っていたというものでございます。現在のブリに適用されている暫定的な目標に照らし合わせると、この4年、特に近年、最後の2年に関しては、その暫定目標を上回っているというものでございます。

それでは、その基準に基づいた将来予測の結果というのをスライドの8に示しております。

10年後に暫定目標、SBRmax、加入が最大となる親魚量イコール17.9万トンを50%以上の確率で回るのは、調整係数 $\beta$ が0.95以下のときということになります。それに対応する漁獲量、下の緑色の表ですが、それに対応する2025年の平均漁獲量というのは10.1万トンになるというものでございます。

スライドの9は、先ほど示しました将来予測の結果で、今説明いたしました将来予測の結果を要約した結果となっておりますので、こちらに関しては特に説明しなくてもよいかなと思います。

以上でブリの説明となりました。ありがとうございました。

○資源管理推進室長 続きまして、事務局から令和7管理年度の「ぶり」のTACの案及び配分の案について説明します。資料につきましては67ページ、資料3-15をよろしくお願ひします。

まず、TACの案に入る前に、「ぶり」については管理年度を二つ設定しています。一つが4月1日から翌3月31日まで、二つ目が7月から令和8年6月30日まで。いずれかにおいてこのステップアップ1の管理を行うというふうにしています。

TACの設定の考え方は他の資源と一緒にです。ステークホルダー会合の取りまとめを踏まえ、最新の資源評価結果と、あと資源管理方針に定める漁獲シナリオから導かれるABCをTACとするものであります。

漁獲シナリオの中で、この資源が他と違うところは、目標管理基準値は、研究機関から示されたものを定めつつ、管理においてまずは目指すものとして暫定目標管理基準値を定めました。この暫定目標管理基準値としては、資源管理の目標の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量を採用しています。

結果として、今回提案するTACの数量は、1の(3)にあります10万1,000トンとなります。

こちら大事な点ですのでちょっと戻りますけれども、ステップ1と2の間では、漁業法第33条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしております。

1枚めくっていただけますでしょうか。配分の考え方です。

ステップ1のため、具体的な配分数量は設定せずに、TACの内数として設定をすることとしています。その結果としての配分の案は、69ページにあります表のとおりとなります。大臣管理分、知事管理分とも10万1,000トンの内数となります。

令和7管理年度のTACの数量の案及び配分の案についての説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、「ぶり」につきまして、御意見、御質問等をよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。ウェブの委員の方々もよろしいですね。

では、特にございませんでしたら「ぶり」につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、「みなみまぐろ」について事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の鈴木でございます。私の方からは、国際資源であります、「みなみまぐろ」と「東部太平洋くろまぐろ」に関する令和7管理

年度における漁獲可能量の設定及び配分について説明させていただきます。

まず、「みなみまぐろ」から御説明いたします。資料71ページをお開きください。

「みなみまぐろ」の管理年度は、毎年4月から翌年の3月末までということにしておりますので、毎年この時期にお諮りさせていただいているものでございます。なお、我が国では、ミナミマグロを漁獲しているのは、かつお・まぐろ漁業のうち、いわゆる遠洋マグロはえ縄のみとなっております。資料に沿って説明させていただきます。

まず1のところ、CCSBTにおける我が国配分量等についてのところですが、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）では、令和5年の年次会合において、令和6年から8年の3年間のTACを2万647トンとすることが合意され、このうち我が国の配分量は7,295トンとなっております。我が国からインドネシア、南アフリカには年間48トンを移譲することになっており、これを除く7,247トンが我が国の実質的な配分量となっております。

また、CCSBTのルールにおきましては、国別配分量の20%以内であれば、未利用分を翌年度に繰り越すことが可能とされております。

次に、2のところです。令和7管理年度のTAC設定について、令和6管理年度から令和7管理年度への繰越可能な数量は954トンとなっております。令和6管理年度は今年の3月末までですので、現時点においては管理年度が終了しておりません。令和6管理年度から令和7管理年度への未利用分の繰越数量は、そういうことで確定はできておりませんが、従来と同様、推定値を用いて繰越量を決定しております。具体的には、ミナミマグロ操業船の大部分は、昨年12月末までに操業を終了しておりますので、これら操業終了船の漁獲量などの情報を基に、令和6管理年度における最終的な実績や放流・投棄量を推定した結果、令和7管理年度への繰越量を954トンと算出しております。

令和7管理年度における我が国の配分量は、先ほど御説明しましたとおり7,247トンですので、これに繰越量を加えた8,201トンを令和6管理年度のTACとして設定したいと考えております。

さらに、資源管理基本方針では、放流・投棄分を勘案して留保枠を設定することとしております。令和6管理年度の留保枠は、下の表の右から2列目のとおり250トンとしております。令和6管理年度は250トンとしておりましたが、実際には58トン程度が見込まれるとともに、ここ数年、変動が激しいことから、令和7管理年度は、直近3年間の最大実績を踏まえて、留保枠を200トンとした上で、残りの8,001トンを大臣管理区分に配分した

いと考えております。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

日吉委員。

○日吉特別委員 直接資源に関係あることじゃありませんけれども、私、地元焼津や清水を抱えているものですから、このミナミマグロ、近年、相当倉がいっぱいだというのを地元でいっぱい聞くんですね。食べては、僕はホンマグロより好きなんですけれども、そういうことを踏まえて、水産庁さんにはまたその普及の方もよろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 よろしくお願ひいたします。

及川委員。

○及川委員 質問なんですけど、資源状況は非常にいいんだと思うんですけども、もし、簡単な概要でも、今どんな感じなのか教えていただけないでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 まず、日吉委員からのコメントがございました。ありがとうございます。

おっしゃるとおり、ミナミマグロの値段が今、非常に落ちているということがございまして、2年3年前までぐらいは卸売価格2,500円とか超えていたんですけども、最近になって、令和5年の中ぐらいからという感じですかね、かなり落ち込んで、最近ですと1,500円から2,000円ぐらいの間になっていると。非常に低い、かつてに比べると低い状況になっております。

今おっしゃったように、倉庫の状態とかあって、消費が必ずしも十分進んでいないということもあると思います。知名度という問題もありますので、そこは関係業界さんと一緒になって、我々もなるべくそういう知名度なり、おいしさが伝わるような活動をしていきたいと思っています。

また、及川委員からのミナミマグロの資源状況ですけども、ざっくり言えば、徐々に増えているという状況にあります。太平洋クロマグロ、先ほど御説明させていただきましたが、太平洋クロマグロの場合、3歳で成熟するということで、比較的速いスピードで回復もあるんですけども、ミナミマグロの場合、成熟するのに10年近く掛かるということで、非常に成長とかライフサイクルが長いというものですから、急激に回復していくとい

う形ではないんですけれども、徐々に資源管理の効果が出てきて回復傾向にございます。

CCSBTでは、MPという管理方式、それによって自動的にTACを算出する方式が既に導入されて、それによってTACを算出しております、先ほど申し上げたように、令和5年の年次会合でTACを増加させております。71ページの下の表のところにCCSBTの国別配分と書いてございますが、これは日本のTACの部分ですけれども、令和4管理年度ときは6,197トンでしたが、令和6管理年度には1,000トン近く配分量が増えているという形で、全体的に資源量の増加に応じて配分量も増えているという状況になっております。

○山川分科会長 他にいかがでしょうか。ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、特に御意見等ございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、続きまして「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の鈴木でございます。

続きまして、一つ前のところで御説明しました、今回新たに特定水産資源として追加させていただきました「くろまぐろ（東部太平洋条約海域）」の漁獲可能量及び配分等の設定に関して御説明いたします。

73ページをお開きください。

先ほどの繰り返しになりますけれども、昨年のIATTCの年次会合での合意を受けて、我が国に認められた漁獲可能量は10トンとなっておりますので、これを受けて、2の(1)に記載しておりますとおり、この10トン令和7管理年度の漁獲可能量とすることとしております。

さらに、2の(2)のとおり、この10トン全てを大臣管理区分に配分、すなわち、かつお・まぐろ漁業に配分することとしております。

なお、管理年度は、本資源につきましては毎年1月から12月という形にしたいと考えておりますが、この令和7管理年度に限りましては、今回の諮問・答申を受けた後、4月1日からの開始を考えておりますので、漁獲可能量は、今年に関しましては4月1日から12月31日までとさせていただきますと思っております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

ウェブで御参加の委員の方もよろしいでしょうか。

特に御意見等ないようでしたら、本件につきまして原案どおり承認をしていただいたということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第465号から第467号について、確認のために答申書を読み上げます。

## 答 申 書

6 推 進 第 3 3 号

令和7年2月13日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

水産政策審議会

会 長 佐々木 貴文

令和7年2月13日に開催された水産政策審議会第135回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

## 記

諮問第465号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（本則の変更、別紙1の変更、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、まいわし太平洋系群、するめいか並びにまさば及びごまさば太平洋系群の別紙2の変更、ぶり及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）の

別紙2の追加、まだい日本海西部・東シナ海系群の別紙3の削除、するめいかの別紙4の変更等)について

諮問第466号 特定水産資源(すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ(東部太平洋条約海域))に関する令和7管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について

諮問第467号 水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和7年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

それでは、この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しします。

(分科会長から資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 次に、協議事項に入ります。

「漁業法及び水産流通適正化法の一部を改正する法律に関する省令案について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○水産流通適正化推進室長 水産流通適正化推進室長でございます。

漁業法及び水産流通適正化法の一部改正に伴う省令改正案について御説明させていただきます。

まず、本改正法の概要でございますけれども、こちらお配りしております資料5-2にお示ししておりますけれども、本改正法は、太平洋クロマグロを念頭に漁獲量管理の厳格化、またTAC報告義務に違反した漁獲物の流通を防止することを目的として定められたものでございまして、昨年6月に公布されております。この施行日につきましては、昨年末に政令が定められまして、来年、令和8年4月1日からとなっております。

今回の省令の改正案でございますけれども、本改正法の詳細を定めるものとなっております。

資料5-1に戻っていただいて、そちらで御説明をさせていただきます。

まず、漁業法施行規則の一部改正についてでございます。改正漁業法では、資源管理に関する国際的な枠組みなどを勘案して、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを農林水産省で定め、これを特別管理特定水産資源と略称することとしておりますけれども、こちらについては、TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて採

捕した個体数などを追加する、あるいはT A C 報告を行う際に使用する情報を記録作成・保存するといったものが義務付けられることとなっております。

今回省令の改正では、この特別管理特定水産資源に指定する魚種、またT A C 報告事項、記録事項の詳細を定めることとしております。

まず、特別管理特定水産資源の指定についてでございます。特別管理特定水産資源については、法律にその要件が定められておりまして、個体の経済的価値が高く、かつ資源管理に関する国際的な枠組み、個体の取引状況等を勘案して、厳格な漁獲量管理を行う必要があるものとされております。こちらに該当するものとして、今回、「太平洋くろまぐろ」の大型魚（重量として30キロ以上のものに限る）を定めることとしたいと考えております。

続きまして、特別管理特定水産資源のT A C 報告事項及び記録の作成・保存義務について御説明いたします。

特別管理特定水産資源の報告事項については、法律で個体数などを定めているところでございますけれども、今回、省令において、それに加えて船舶の名称等を報告事項とするよう定めることとしております。また、新たに特別管理特定水産資源についてはT A C 報告の基になる情報を記録作成・保存しなければならないとされておりますけれども、その記録の作成事項として、法律において船舶等の名称、個体の重量が定められておりますけれども、これに加えて、陸揚げ日を省令で記録事項として定めることとしております。

特別管理特定水産資源のT A C 報告に係る報告期日について、省令において原則3日以内とする。また、作成する記録の保存期間については3年間とするものを併せて定めたいと考えてございます。

続きまして、水産流通適正化法施行規則の改正の概要でございます。

改正水産流通適正化法においては、漁業法改正によって新たに設けられた特別管理特定水産資源などを新たに特定第一種第二号水産動植物として、この法律、流通法の対象として、これを取引される際には、情報伝達あるいはその取引の記録を保存していただくことが必要となります。

今回、省令においてその詳細を定めることとしておりますけれども、まずこの対象となる特定第一種第二号水産動植物の魚種でございますけれども、法律において特別管理特定水産資源は原則対象となると規定されておりますので、「太平洋くろまぐろ」の大型魚については自動的に対象になるということになります。その他、加工品や特別管理特定水産資源以外についても、省令で一部対象として定めることができるとされておりますけれど

も、今回は定めないこととしたいと考えております。

続きまして、情報の伝達についてでございます。特定第一種第二号水産動植物を取引される際に必要となる情報伝達についてでございます。こちらはTAC報告の基となる情報を伝達していただくということでございまして、法律には採捕した船舶の名称、重量を情報伝達することと定めておりますけれども、これに加えまして、省令において、陸揚げ日についても情報伝達していただくことを定めたいと考えております。

また、今回の改正法においては、情報伝達の方法でございますけれども、送り状などに記載、表示していただくほかに、タグ等を活用した伝達も可能ということが定められております。このため、この伝達の方法の詳細を省令で定めることとしております。具体的には、伝達すべき情報を知ることができるウェブのアドレスであったり、また個体ごとに識別番号を作っていただいて、それを記載したタグを太平洋クロマグロの魚体に付けていただいて、このウェブのページを見ていただく、あるいは識別番号を基にそれを知ることができる方法を相手に伝えるといった方法について、省令において定めることとしております。

続きまして、次のページを御覧ください。

記録を作成する事項、保存義務についてでございます。特定第一種第二号水産動植物を取引された場合には、その取引記録を作成・保存していただく必要がございます。法律においては、記録していただく事項として、名称、その重量、譲り渡しした日、譲渡し等をした相手先の名前を記録することと定めておりますけれども、このほか省令において、新たに船舶等の名称、個体ごとの重量、陸揚げ日等を定めます。こういったことを今後、記録作成・保存していただく必要があるということでございます。その保存期間でございませけれども、3年間と省令で定めることといたします。

最後、3番目でございますけれども、改正法において、特定第一種水産動植物を輸出される際に添付が必要となる適法漁獲等証明書について、現在はその発行を農林水産大臣が行っておるところでございますけれども、今後は、その証明書の発行を迅速に行うことができるように、農水大臣が指定する者も交付事務を行うことができるとされております。このため、省令において、この指定に係る手続など様々な詳細事項について定めることとしております。

以上が本改正案の概要となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等よろしくお願ひいたします。

井本委員。

○井本特別委員 ありがとうございます。山陰まき網の井本です。

この件に関しましては、境港の方でも、漁業者だけではなくて、市場関係者等々含めて意見交換会を水産庁の方で開催していただいたり、あといろんな場面、いろんな機会に御説明を頂いております。

ただ一方で、情報伝達における漁業者の責任範囲であるとか、あと伝票での情報伝達の運用方法等、これを実行する上で整理しなければならない課題というのはまだまだあるというふうに感じております。引き続き水産庁におかれましては、現場の関係者の意見をよく聴いていただいて、関係法令の施行日までに円滑な実施体制が構築されるように、関係者間の調整であるとか、課題解決への御支援を引き続き頂ければと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

○山川分科会長 御意見頂いたということでよろしいでしょうか。

○水産流通適正化推進室長 ありがとうございます。今後も円滑な施行に向けて説明会の開催であったりとか、その中で皆様、漁業者さんあるいは市場流通事業者さんの実態などを踏まえて、いろいろな御意見を頂いて、我々もいろいろ考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々もよろしいですか。

では、特にならぬようでしたら、今後の手続等について事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○水産流通適正化推進室長 ありがとうございます。

本日頂いた御意見ですとか、また水産政策審議会企画部会の方での御議論、また現在2月10日から3月11日まで実施しておりますパブリックコメントの結果、こういったものを踏まえまして、農林水産省、関係省令の改正手続を進めてまいります。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、最後に報告事項に移ります。

初めに、「外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等

に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部改正について」ということで、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○漁獲監理官 漁獲監理官の福井です。

資料6を御覧ください。私の方から、外規法施行規則等の一部改正（外国人によるまき餌づりの規制の緩和）について御説明させていただきます。

まず、外国人によるまき餌づりに関するこれまでの制度の概要ですけれども、我が国の領海及び内水並びに排他的経済水域における外国人による漁業及び遊漁等につきましては、軽易な水産動植物の採捕に該当するものを除きまして原則として禁止になっております。この軽易な水産動植物の採捕につきましては、領海及び内水につきましては外国人漁業の規制に関する法律施行規則、排他的経済水域におきましては排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則におきまして、具体的な漁具、漁法等が定められているところでございます。その一つといたしまして、「さおづり又は手づり（まき餌づりを除く）」という旨が規定されており、外国人遊漁者によるまき餌づりは一律に禁止されてきたところでございます。

今般の改正の経緯と必要性ということでございますが、近年、遊漁としてのまき餌づりが一般的に広く定着してきておりまして、全国の都道府県におきまして、これまで都道府県漁業調整規則によって一律禁止されてきたところが徐々に見直しされてきた中で、現行、一つの県を除きまして、全て一律禁止が解除になっているというような状況にございまして、外国人に対してのみ、このまき餌づりの一律禁止を継続するということは合理性に欠けることとなりますから、外規法施行規則及び漁業主権法施行規則を改正いたしまして、外国人によるまき餌づりの規制を緩和することとしたところでございます。

次のページを見ていただきまして、3の改正の概要でございますけれども、外規法の施行規則につきましては、同規則第2条に規定される軽易な水産動植物の採捕のうち、同条第1号において、「（まき餌づりを除く。）」となっているところを削除すると。漁業主権法施行規則につきましては、同規則第1条に規定される軽易な水産動植物の採捕のうち、第1号の「さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水産動植物の採捕」から「（まき餌づりを除く。）」という部分を削除するとともに、新たに第2号といたしまして、「さおづり又は手づりのうちまき餌づりによる水産動植物の採捕」を追加いたしまして、これにつきましては、日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとするということとしております。

この二つの施行規則の改正につきましては、本年2月7日、先週の金曜日に既に公布・施行済みということでございます。

説明は以上になります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

塚本委員。

○塚本特別委員 すみません、めったに発言しない前提の塚本です。

釣りということなので一言。本来、日本でもはやっていたまき餌づりですか、特に磯釣りで盛んだったんですけれども、日本の釣り具メーカーさんも、これに関して竿やリール、かなり世界水準に高いものを作っていて、多く海外に輸出されていたんですけれども、それに対してそれを使われて、海外でまき餌づり、磯釣りなんですけれども、それを楽しんでいた人が、そういう関係で日本の釣り師との交流もあったんですけれども、是非日本に来て日本の優れた釣法を習いながら、日本のすばらしい環境で磯釣りをしたいというリクエストがかなり多かったですよ。

それに対して、今までこの法律があったんで、なかなか不可能だったんですけれども、これが改正されるということで、交流もますます盛んになると思いますし、また、今このインバウンドではやっているこの御時世、これを改正することによって、観光を兼ねて日本に釣りを楽しみに来る方も多く増えると思いますんで、多少経済効果も上がると思うんで、釣り人の立場からすればすごいよいことだなと思って、これでお互い、日本も海外に行って、海外の方も日本に来て、釣りを楽しむということができると、大変喜んでおります。

以上です。

○山川分科会長 御意見どうもありがとうございます。

他にございますでしょうか。

釜石委員。

○釜石特別委員 会員組合の釜石です。

監理官から丁寧な説明を頂いたので、くどいようですけれども、今の御説明の1ページの改正経緯に書かれてありますとおり、今回の一部改正は遊漁が対象であるという認識でよろしいかと思っているんですけれども、改正の概要の方に施行規則の第1条とか第2条

とか書かれています。調べて分かることですがけれども、やはり一般的にこれが何に該当するのかよく分からないで法改正だけ走っていくというケースが散見されますので、これも分かりやすく皆さんに説明を頂くようお願いしておきたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 御意見頂いたということによろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、特にございませんでしたら、続きまして「太平洋クロマグロの資源管理について」、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

私の方から、太平洋クロマグロの融通などが前回の資源管理分科会後に行われましたところ、その報告をいたします。資料については、資料7-1の3ページをお願いいたします。

前回の資源管理分科会は令和6年12月11日に行われました。その後、まず令和6年12月17日に、大中型まき網漁業と北海道、青森県、宮城県、香川県の4県の間で水産庁を仲介した小型魚と大型魚の交換が行われました。また同じ日に、今度は大中型まき網漁業から小型魚80トン北海道をはじめとする14都県に水産庁を仲介した譲渡が行われました。続きまして、令和7年に入りまして1月22日に、今度は秋田県から鹿児島県に小型魚、大型魚それぞれ譲渡が行われました。以上に伴う数量の変更については、事前に水産政策審議会事後報告することで承認いただいております。

ページをめくっていただきまして、今回の融通とか譲渡、交換・譲渡が行われた後の数量の一覧です。

次のページは、令和6年12月31日時点の小型魚、大型魚の漁獲の状況です。1月31日に公表されておりますので、この機会に委員の皆様にも報告します。

事務局からは以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ございますでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々もよろしいですか。

では、特にございませんでしたら、続きまして「国の留保からの配分等について」、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 推進室長です。

資料8、国の留保からの配分等について報告します。

くろまぐろ及び鯨類を除く特定水産資源についても漁獲可能量とかその配分の変更のうち、あらかじめ水産政策審議会で意見を聴いた上で同意を頂いたものについては事後報告で対応できることとしており、前回の資源管理分科会後にそのような変更が起きたところ、分科会に報告するものです。

具体的には、次のページ、裏をめくっていただけますでしょうか。全部で四つ報告があります。

最初が、「まいわし太平洋系群」です。令和6年12月17日に岩手県に対して国の留保から7,000トンの追加配分を行いました。

二つ目、同じく「まいわし太平洋系群」、今度は令和7管理年度ですけれども、つい先日、2月10日に、岩手県に対して国の留保から1万トンの追加配分を行いました。

続きましては、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」です。令和6年12月13日に、国の留保から石川県、島根県、山口県、長崎県に対してそれぞれ追加配分を行いました。

最後は、「まいわし対馬暖流系群」です。今年に入りまして1月23日に、国の留保から長崎県、鹿児島県、大中型まき網漁業にそれぞれ追加配分を行いました。

変更後の数量は資料に記載のとおりです。事務局からの事後報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。ウェブで御参加の委員の方も大丈夫ですか。

では、特になければ、次にその他に移りたいと思います。

事務局からは何もないということでしたけれども、委員の皆様から何かその他ございますでしょうか。

井本委員。

○井本特別委員 すみません、内容については全然関係ないんですけども、今回の資料の方もボリュームかなりありまして、資料共有していただいたのがちょっとお時間なかったかなというところがあります。

それで、その直前の会議等で内容変更になる可能性があるというのは重々承知しているんですけども、できましたらもう少し読み込む時間、偉そうなことを言いますけれども、頂ければと思いますので、その辺、ちょっと御配慮を事務局の方には頂ければと思います。

すみません、勝手に言います。

○山川分科会長 変更になるものがあったらいいので、できるだけ早くお願いできればと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 井本特別委員、ありがとうございます。ご意見を重く受け止め、対応いたしたいと思います。

○山川分科会長 他にその他ございますでしょうか。

では、特にならなければ、次回会合の日程について事務局から御案内、よろしくお願いいたします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会につきましては、3月18日に開催をする予定です。なお、それまで何か緊急の必要のため開催することがあれば、また別途御連絡をいたします。

以上です。

○山川分科会長 以上で本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり御審議していただきましてありがとうございました。大変お疲れさまでございました。